

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 20.1.29修正議決 参議院 1.31総務委員会付託 2.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 地方財政の状況等にかんがみ、平成19年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2,992億1,500万円を加算する。
- 2 平成19年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還を繰り延べ、償還予定額5,869億円を平成20年度分の地方交付税の総額に加算する。

二、地方財政法の一部改正

地方税の減収により、地方財政法第五条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債(減収補てん債)を起こすことができるものとする。

なお、衆議院において、減収補てん債を「平成十九年度に限り」起こすことができるものとされていたものを、「当分の間、各年度において」起こすことができるものとする修正がなされた。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4財政金融委員会付託)

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

平成20年度における公債の発行に関する財政法の特例を定め、20兆1,360億円の特例公債の発行を可能とするものである。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4財政金融委員会付託)

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

平成20年度税制改正として、公益法人制度改革に対応する税制措置、法人・中小企業関係税制、金融・証券税制及び土地・住宅税制の見直し、道路特定財源の暫定税率の延長、その他租税特別措置の適用期限の延長等を行うものである。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 20.3.13可決 参議院 4.16財政金融委員会付託 5.12本会議否決)

20.5.12、衆議院へ返付。衆議院において、5.13、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、道路の交通安全の確保、生活環境の改善に資するため、道路整備費に充てること等道路整備費の財源に関する特例その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

二、道路整備費の財源の特例措置等

- 1 揮発油税等の収入額の予算額に相当する金額を毎年度道路整備費に充当する道路整備費の財源の特例措置を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とする。
- 2 揮発油税等の収入額の予算額に相当する金額が各年度において道路整備費の予算額を超える場合には、超過額の全額を当該年度の道路整備費に充てる必要はないものとする。この場合の道路整備費への未充当相当額については翌年度以降の道路整備費に充当可能なものとして措置する。
- 3 国土交通大臣は、平成20年度以降10箇年間に行うべき道路整備事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。また、国土交通大臣は、閣議決定後5年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、道路整備事業の量の変更の案を作成する。

三、地方公共団体に対する道路の舗装、改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とする。

四、揮発油税の収入額の一部を地方公共団体に交付する地方道路整備臨時交付金の交付期間を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とするとともに、交付金対象事業に都道府県等が管理する一般国道の改築又は修繕に関する事業を追加する。

五、地方道路整備臨時貸付金制度の創設

国は、地方公共団体に対し、当該地方公共団体が負担する直轄事業、補助事業及び地方道路整備臨時交付金対象事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる地方道路整備臨時貸付金制度を設ける。地方道路整備臨時貸付金の貸付決定は、平成25年3月31日までとし、償還期間は20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

六、高速道路利便増進事業の創設

- 1 政府は、高速道路株式会社が行う高速道路利便増進事業(スマートインターチェンジ等の整備に関する事業及び区間を限った高速道路の料金の引下げ措置)の実施のために必要となる高速道路貸付料の額の減額を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が行うこととした場合に、機構の債務の一部を一般会計において承継する。
- 2 1による債務の承継は、平成21年3月31日までの間に、機構及び高速道路会社が高速道路利便増進事業に関して作成し、国土交通大臣が同意した計画に定められたものについて行う。
- 3 政府が承継した機構債券等について、国債に関する法令の適用等その他所要の規定を設ける。

七、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託)

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、個人住民税における寄附金控除の拡充として、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、道路特定財源については自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、公益法人制度改革に対応した措置等を講じるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託)

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託)

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、平成20年度分の地方交付税の総額について、地方交付税及び地方一般財源を増額確保し、平成20年度及び平成21年度の交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰延べ、現行の償還期間の中で償還計画を見直すとともに、地方交付税の算定内容について、平成20年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正し、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方再生に要する財源を措置するため当分の間の費目として「地方再生対策費」を創設するほか、地方特例交付金法について、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収を補てんするため減収補てん特例交付金を創設しようとするものである。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における通関制度の改善及び水際取締りの充実・強化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充等

- 1 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充等を行う。
- 2 臨時開庁手数料の廃止及び臨時開庁手続の簡素化を行う。

二、税関における水際取締りの充実・強化及び税関手続の簡素化

- 1 我が国を經由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取締り対象に追加する。
- 2 知的財産侵害物品に係る差止申立て手続を簡素化する。
- 3 犯則事件の調査における民間団体等への照会に係る規定の整備を行う。
- 4 学識経験者に犯則物件の鑑定を囑託することができる規定の整備を行う。

三、個別品目の関税率等の改正

- 1 バイオETBE（ガソリンの添加剤）及び高炭素フェロクロムの関税率を無税とする。
- 2 生糸を関税割当制度の対象に追加する。

四、暫定関税率等の適用期限の延長等

- 1 平成20年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。
- 2 平成20年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度及び航空機部分品等の免税制度について、その適用期限を3年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成20年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成20年度一般会計の関税減収見込額は約53億円である。

【附帯決議】（20.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める特定年度において2分の1とされることを踏まえ、平成20年度における国庫負担の割合を引き上げようとするものである。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 20.4.15修正議決 参議院 4.18国土交通委員会付託 4.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空・鉄道・船舶事故等の原因究明、海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じるため所要の法律を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通省設置法の一部改正

- 1 国土交通省の任務に、観光立国の実現に向けた施策の推進を追加する。
- 2 国土交通省の外局として観光庁を置き、同庁の長官、任務及び所掌事務について定める。
- 3 国土交通省の外局である船員労働委員会を廃止し、その調査審議事務について、交通政策審議会に移管する。

二、航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

- 1 法律の題名を運輸安全委員会設置法に改め、航空・鉄道事故調査委員会を改組し、国土交通省の外局として運輸安全委員会を設置する。
- 2 運輸安全委員会は、陸・海・空にわたり事故原因究明を行うこととするとともに、事故等の原因関係者に勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとする。

三、海難審判法の一部改正

- 1 海難審判庁を改組し、国土交通省の特別の機関として海難審判所を設置する。同審判所は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士等の懲戒を行うこととする。
- 2 海難審判の手続を二審制から一審制に改める。

四、労働組合法及び労働関係調整法等の一部改正

船員労働委員会の廃止に伴い、その紛争調整事務について、中央労働委員会又は都道府県労働委員会へ移管する等所要の規定の整備を行う。

五、この法律は、一部の規定を除き、平成20年10月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、原因関係者が二、の2の勧告に従わなかった場合の公表、被害者等に対する事故等調査の情報の提供、運輸安全委員会の所掌事務に係る関係行政機関等の協力、この法律の施行5年経過後における運輸安全委員会の機能の拡充等についての検討に関し修正が行われた。

【附帯決議】(20.4.24国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、観光庁は、行政改革の趣旨を踏まえ効率的な施策の推進及び組織運営を行うこと。
- 二、観光庁は、観光立国の早期実現に向け、内外の観光ニーズを適確に把握するためのマーケティング、専門性や経験を有する人材の民間からの積極的な登用に努めるほか、特に、外国人旅行者増大のボトルネックとされている交通サービス、旅行者の受入態勢、情報提供サービスについて、早急に具体的な改善措置を講ずること。
- 三、船員労働委員会の廃止が船員労働行政の後退につながることをないよう配慮するとともに、所掌事務の移管に当たっては、都道府県労働委員会への円滑な移管に十分に配慮し、紛争事務の遂

行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

四、運輸安全委員会は、本法改正の趣旨に則り、独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと。このため、運輸安全委員会の委員長・委員については、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任すること。また、事務局の機能については、適正な人員の配置を行い、十分な予算を確保するとともに、調査結果の蓄積・活用等、事故の未然・再発防止に寄与する体制を整備するよう努めること。

五、運輸安全委員会と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、適切な協力、役割分担の関係構築に努めること。

六、航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること。

七、海難審判制度の運用に関しては、その沿革にかんがみ、受審人の権利の保護に万全を期すとともに、国際的動向を踏まえ、本法改正の趣旨に則り、海難の原因究明と懲戒が明確に分離されるよう必要な措置を講ずること。

八、本法の施行後5年経過後において、運輸安全委員会設置法の施行の状況を勘案し、既存の自動車事故の調査、分析、研究体制を見直して業務範囲に自動車事故を加えることなど、運輸安全委員会の在り方について十分な検討を行うこと。

右決議する。

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.12国土交通委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、観光立国の実現に向け、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進することを目的として、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「観光圏」とは、滞在促進地区(観光旅客の宿泊に関するサービスの改善等に係る事業を重点的に実施しようとする地区)が存在し、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携によりその魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。

二、主務大臣(国土交通大臣及び農林水産大臣)は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を定めるものとする。

三、市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、観光圏及び滞在促進地区の区域、観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項等について定めた観光圏整備計画を作成することができる。

四、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、計画の作成に関する協議及びその実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができることとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

五、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、観光圏整備実施計画を作成し、これに基づき当該事業を実施するものとする。

六、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができることとし、国土交通大臣は、一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

七、法律の特例について次のように定める。

- 1 市町村又は都道府県が、観光圏整備計画に農山漁村交流促進事業に関する事項を定め、当該計画を主務大臣に送付したときは、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の規定による活性化計画の提出があったものとみなし、交付金の交付に関する同法の規定を適用する。
- 2 滞在促進地区において旅館業を営む者が、認定された観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行業者代理業を実施するときは、旅行業法に基づく旅行業者代理業の登録を受けたものとみなす。
- 3 国際観光ホテル整備法、道路運送法、海上運送法等に基づく手続のうち一定のものについて、認定された観光圏整備実施計画に係る特例を定める。

八、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.5.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、観光圏の整備に当たっては、地方公共団体、民間事業者等関係者の発意及び創意工夫が重要であることを十分に周知するとともに、自然環境の保全、伝統的技術・行事、歴史的風致の維持及び向上、農山漁村部の活性化等が実現するよう、関係省庁と密接な連携を図ること。
 - 二、基本方針の策定に当たっては、内外の観光旅客のニーズを的確に踏まえ、我が国が目指す観光立国の方向性の明確化を図るとともに、各観光圏の整備が相乗的な効果を継続的に発現しうるよう十分に配慮すること。
 - 三、観光圏整備計画の作成及びその実施に当たっては、市町村又は都道府県が設置する協議会が、多様な主体による均衡の取れた構成により、適切かつ円滑に組織・運営されるよう所要の支援を行い、もって協議会の実効ある機能確保に努めること。
 - 四、認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業について、その成果を適時・的確に検証し、公表すること。
 - 五、関係省庁や産業界との密接な連携の下、休暇取得の促進・取得時期の分散化、旅行費用の低廉化と手配簡易化等に関する環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者や障害者、乳幼児連れの家族等が安心して手軽に旅行することができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.12国土交通委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、都市計画の決定、景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 二、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。

三、市町村は、次に掲げる事項等を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、主務大臣は、当該計画が基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

1 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2 重要文化財等として指定された建造物の用に供される土地等の区域であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策の推進が特に必要と認められる重点区域の位置及び区域

3 重要文化財建造物等を除く一定の建造物であって、重点区域における歴史的風致を形成し、その保全を図る必要があると認められる歴史的風致形成建造物の指定の方針

四、市町村長は、歴史的風致形成建造物を指定し、当該建造物の増築、改築等の行為がその保全に支障を来すものであると認めるときは、設計変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

五、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会は、重要文化財建造物等に関する一定の事務を行うことができる。

六、認定歴史的風致維持向上計画に記載された市街化調整区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等は、立地に係る開発許可等の基準に適合するものとみなす。

七、地域の歴史及び伝統をいかした物品の販売、料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とする新たな地区計画制度を創設する。

八、市町村長は、歴史的風致の維持及び向上に係る一定の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められる一定の法人を支援法人として指定することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.5.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法と古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携を図ること。

二、歴史的風致維持向上基本方針の策定及び歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないように十分に留意するとともに、認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。

三、歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に過重な負担が課されることのないようにするとともに、必要な情報提供、財政的支援等について十分配慮すること。また、歴史的風致の維持・向上には、歴史的建築物に係る優れた知識と技能・技術が欠かせないことから、その担い手づくり、耐震技術の開発とその活用等に特段の配慮を行うこと。

四、歴史的風致維持向上地区計画制度の運用に当たっては、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等において営業が可能となる土産物店や郷土料理店などの営業形態等により、周辺の居住環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、十分配慮すること。

五、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、歴史的風致の維持及び向上にとって阻害要因となることにかんがみ、無電柱化の推進に努めること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)
(衆議院 20.4.24可決 参議院 5.16国土交通委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現行法により一定の行財政支援措置の対象となる地域公共交通特定事業に鉄道事業再構築事業を追加するとともに、それを実施する場合における鉄道事業法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域公共交通特定事業に、継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、市町村その他の者の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより輸送の維持を図るための「鉄道事業再構築事業」を追加する。
- 二 市町村及び鉄道事業者その他の者は、その全員の合意により、一の事業を実施するために「鉄道事業再構築実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。
- 三 鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、二の認定を受けたときは、同法の許可等を受けたものとみなす等の特例を設ける。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(20.5.22国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、地域公共交通は地域の経済社会活動の基盤であり、また地球温暖化防止、まちづくり、観光振興の観点からもその重要性が増していることにかんがみ、引き続き、活性化に向けた地方自治体、住民の積極的・意欲的な取組への支援に努めるとともに、地域公共交通総合連携計画の策定を促進すること。
- 二、現下の地方鉄道の厳しい経営状況にかんがみ、新設される鉄道事業再構築事業の地方自治体、住民、事業者等に対する周知徹底により、その活用を促し、地方鉄道の利便性や快適性の向上等による需要喚起・確保に努めること。また、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金や地方財政措置等同事業に必要な支援措置を確実にすること。
- 三、鉄道事業再構築事業によって公有民营方式による上下分離制度が採用される場合には、運行部門と鉄道施設の保守、管理部門の分離により安全性が損なわれることのないよう万全を期すこと。
右決議する。

株式会社地域力再生機構法案(閣法第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立しようとするものである。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 4.7内閣委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図ろうとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

二、目的の改正

法律の目的を「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」に改める。

三、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金等の額の加算

犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額については、休業加算基礎額にその日数を乗じて得た額を加算する。

四、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例

やむを得ない理由により所定の期間内に犯罪被害者等給付金の裁定の申請をすることができなかったときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、申請をすることができる。

五、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等

- 1 都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

国家公安委員会は、都道府県公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

- 2 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うように努めなければならない。

六、施行期日等

- 1 この法律は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 休業加算に関する規定については、この法律の施行日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病に適用することとする等、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（20.4.10内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、犯罪等を撲滅するための取組を強力に推進するとともに、犯罪被害者等基本計画の着実な実施を果たすべく、政府を挙げた体制の整備を行うこと。また、犯罪被害者等対策が犯罪被害者等の権利に根ざすものであることについて国民の理解を深めるべく、広報啓発を図ること。
- 二、犯罪被害者等給付金支給について適正な支給水準を確保するとともに、犯罪被害等の早期軽減に資するため、裁定の迅速化、早期支給に努めること。
- 三、休業加算の導入を始めとする今回の法改正を含め犯罪被害給付制度全般について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い周知徹底を図るとともに、犯罪被害者等に対し、その有する権利や手続について十分な教示を行うこと。
- 四、本法律の対象とされていない過失による犯罪被害、外国における邦人の犯罪被害等の状況を引

き続き注視し、民間基金の活用を含め、これらの犯罪被害者等への全般的な支援の更なる充実に努めること。

五、民間団体に対する財政的援助を含めた支援の充実に努めるとともに、関係行政機関、民間団体等による犯罪被害者等に対する総合的な支援体制を確立すること。

六、テロ事件の被害者に対する事案に即した経済的な救済措置に係る考え方を整理するとともに、我が国において未曾有の惨禍をもたらしたオウム真理教の犯罪による多数の被害者等に対する適切な支援策を検討すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 20.3.27可決 参議院 3.31法務委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,677人に、判事補の員数を35人増加し985人に、それぞれ改める。

二、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.19財政金融委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、電算システムによる輸出入等関連業務を一体的に処理できるように措置するとともに、これを運営する独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化する等の所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 関係省庁システムとの一体的運営

税関手続及びこれに関連する民間業務を処理する通関情報処理システム(NACCS)について、新たに港湾手続、食品衛生手続、動植物検疫手続、入国管理手続等の関連する他の省庁の手続に関する業務を電算システムで一体的に処理することができるよう措置する。

二 通関情報処理センターの民営化

- 1 通関情報処理センターを解散し、新たに特殊会社として輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「新会社」という。)を設立する。
- 2 新会社の目的を、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むこととする。
- 3 新会社の業務を、輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこととする。
- 4 役員を選任及び解任の決議、事業計画、定款変更等については認可制とする。
- 5 政府による過半数の株式保有、主務大臣による監督・検査等に関する規定を整備する。

三 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成20年10月1日から施行する。

【附帯決議】(20.5.22財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税関の輸出入手続と関連する民間業務を処理している通関情報処理システム（NACCS）と関係省庁の輸出入等関連情報システムの連携に当たっては、システムの一元管理が可能となることに伴い、縦割り行政の弊害が生じることのない各省共通のシステムとなるよう努めるとともに、将来の統合も視野に入れてシステム利用率の向上を図ること。
 - 一 港湾管理者ごとに異なる港湾関連手続については、様式の統一化・簡素化を図り、利便性の高い運用が行われるよう利用者の視点に立ったシステムを構築すること。
 - 一 特殊会社化後の業務運営に当たっては、不採算事業の廃止や経費削減など経営の合理化・効率化だけを追求することのないよう努めること。
 - 一 特殊会社化後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることはないよう措置するとともに、天下り問題を惹起することのないよう努めること。
 - 一 特殊会社化に当たっては、出向者を中心とした現在の職員構成の在り方を見直すとともに、安定的な業務運営が維持されるよう、高い専門性を有する人材の育成に努めること。
 - 一 特殊会社化後の料金政策と配当政策のバランスに配慮するとともに、特殊会社に資本準備金として承継される独立行政法人通関情報処理センター（NACCSセンター）の利益剰余金について、利用者のために有効に活用すること。
 - 一 特殊会社化後においても諸外国のシステムとの連携に積極的に取り組むほか、採算性に留意しつつ、新規業務に積極的に取り組むなど利用者利便の向上を図る一方で、セキュリティ強化に併せ努めること。
- 右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)
(衆議院 20.3.27可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第15次増資に伴い、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,626億9,500万円の範囲内において、出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(20.4.8財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会への第15次増資に当たっては、最近の援助チャンネルの急増、ODAの細分化、援助の用途指定の増大など国際援助構造の複雑化による状況及び開発途上国の経済開発に果たす同協会の役割にかんがみ、加盟国の経済実態を十分反映したものとなるよう努めること。
- 一 国際開発協会への増資を含めたODAについては、厳しい財政状況のもと出資することにかんがみ、開発効果を最大限発揮できるよう努め、効果的かつ戦略的なODAを実施するとともに、我が国の利益にかなっているか等について不断に検証・評価を行い必要により見直しを行うこと。
- 一 国際機関の運営等に関しては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの発揮に努め、また、我が国の出資・拠出金の使用を含め、その活動内容の透明性・公開性の確保に努めること。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、主幹教諭を置く公立の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情のある場合に教職員の数を加算することとする規定を整備すること。
- 二、この法律は、平成20年4月1日から施行すること。

【附帯決議】(20.3.31文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、習熟度別指導や少人数教育の拡充、教員の事務負担軽減、改訂学習指導要領の円滑な実施等を図るため、教職員定数の改善に努めること。
- 二、平成20年度予算で措置される、1,195人の定数改善措置・7,000人の非常勤講師配置・学校支援地域本部事業について、「子どもと向き合う時間の確保」にどの程度効果があったか、その検証に努めること。
- 三、教職の専門性・重要性を踏まえ立法化された「人材確保法」の意義は、大量退職・大量採用時期を迎えた今日、ますます高まっていることから、法の趣旨を踏まえた教員給与の充実に努めること。あわせて、40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのため財源確保に努めること。
- 四、平成20年4月の改正労働安全衛生法の完全実施に当たっては、管理者による過重労働の対策に万全を期すこと。
右決議する。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 20.4.8修正議決 参議院 4.8厚生労働委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成15年に継続して支給することとされた戦没者の父母等に対する特別給付金国債(額面100万円、5年償還)の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて額面100万円、5年償還の特別給付金国債を支給しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改め、改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定は平成20年4月1日から適用する旨の修正がなされた。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 20.4.8可決 参議院 4.8厚生労働委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限(平成20年5月16日まで)を5年延長し、平成25年5月16日までとする。

二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成20年6月30日まで）を5年延長し、平成25年6月30日までとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人の整理合理化を推進するため、平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年4月1日に独立行政法人緑資源機構法を廃止して独立行政法人緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継させる等の措置を講じようとするものである。

【附帯決議】

(20.3.31農林水産委員会議決)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第28条及び第50条第1項の検討に当たっては、地球温暖化対策としての森林整備（水源林造成等を含む）、民有林の保全・整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実施体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め、幅広い観点から、慎重に検討すること。

また、山村の過疎化等により森林整備が遅れている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討すること。

なお、緑資源幹線林道事業（旧大規模林道事業）については、廃止すること。

右決議する。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)

(衆議院 20.4.3修正議決 参議院 4.7農林水産委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況が著しく変化する中で、生糸の輸入調整措置に基づき輸入生糸から徴収する調整金収入が激減し、これを財源とする蚕糸業振興事業の仕組みが有効に機能しなくなっていることにかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改める修正が行われた。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.25農林水産委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に水産加工原材料の供給事情がさらに悪化していること等にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金（以下「水産加工資金」という。）の融通を図るため、平成20年3月31日限りで効力が失われる現行法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を5年間延長し、平成25年3月31日までとする。

- 二、法律の背景事情に、世界における水産物の需要の増大を加えることとする。
- 三、政令で水産加工資金の要件を定めるに際し考慮する事項に、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を追加することとする。
- 四、政策金融改革により、水産加工資金の融資機関である農林漁業金融公庫が平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、四については平成20年10月1日から施行することとする。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 20.4.3可決 参議院 4.4経済産業委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、知的財産権の戦略的な活用を促進し、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図る観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直し、拒絶査定不服審判請求期間の拡大及び特許・商標関係料金の引下げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通常実施権等登録制度の見直し

1 仮専用実施権制度及び仮通常実施権制度の創設

特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定すること及び仮通常実施権を許諾することができる。

仮専用実施権は、設定、移転又は処分の制限等について、登録しなければその効力を生じず、仮通常実施権は、その登録により、仮通常実施権に係る特許を受ける権利等をその後に取得した第三者に対しても効力を生じる。

2 通常実施権等に係る登録記載事項の開示の制限

通常実施権又は仮通常実施権に係る登録事項のうち、特許権者等の利益を害するものとして政令で定めるものが含まれる場合には、利害関係人が利害関係を有する部分について請求した場合を除き、開示しない。

二、拒絶査定不服審判請求期間等の見直し

1 特許出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る拒絶査定不服審判を請求することができる期間を拡大し、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から3月以内とする。

2 特許出願に係る拒絶査定不服審判時に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時期を、審判の請求と同時にするとき限定する。

三、優先権主張に係る書類の電磁的交換の対象国の拡大

特許出願及び実用新案登録出願についてパリ条約による優先権の主張に必要な書類の提出を省略することができる場合について、当該優先権の主張の基礎とした出願がなされた国に限らず、他の国や国際機関との間で当該書類に記載されている事項を電磁的方法により交換できるときに拡大する。

四、特許料等の引下げ

特許料、商標登録料及び個別手数料を引き下げる。

五、料金納付に係る口座振替制度の導入

特許料等又は手数料について、特許印紙その他の料金納付方法に加えて、口座振替による納付をすることができることとする。

六、附則

1 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。ただし、特許料等の引下げに関する規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 検討

政府は、特許料等の引下げに関する規定の施行後5年を経過した場合において、これらの規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 20.3.25修正議決 参議院 3.31環境委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成20年度から平成29年度まで、10年間延長しようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、平成20年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間を「年度の初日から四十五日」に「年度の初日から施行期日の前日までの日数」を加えたものとする修正が行われた。

【附帯決議】(20.4.8環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、気管支ぜん息などの疾病については、原因の早期解明と効果的な予防・回復方法の確立・普及に取り組むこと。
- 二、被認定者の高齢化・重症化にも配慮した適切な施策を着実に実施するとともに、治癒等により被認定者ではなくなった者についても、健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。
- 三、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえながら、公害健康被害予防事業の充実に努めること。
- 四、主要幹線道路沿道等における局地的な大気汚染による健康影響に対する調査を精力的に推進し、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を早急に検討すること。
- 五、第166回国会で改正された自動車NOx・PM法に基づく施策を着実に実施するとともに、09年規制適合車の普及、各種低公害車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 20.4.3可決 参議院 5.7内閣委員会付託 5.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地域再生計画に記載することができる、目標達成のために行う事業に関する事項として、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(以下「地域再生支援貸付事業」という。)

であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項を追加する。

二、地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画の作成について提案を行うことができる。

三、地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織することを要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

四、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次のとおり地域再生支援利子補給金の支給について追加する。

1 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であって、当該計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）が、当該計画に記載されている一の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 地域再生支援利子補給金の支給に係る限度額、支給額及び年限並びに1の指定に関する手続きその他所要の規定を整備する。

五、特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例についての規定を削除する。

六、この法律は、平成20年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、五に掲げる事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。また、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

【附帯決議】（20.5.13内閣委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、認定地方公共団体から指定された特定地域雇用会社に対する寄附金に損金算入の特例を与えている、いわゆる直接型の再チャレンジ支援寄附金税制については、導入後の適用件数の実情を踏まえ、継続の是非について検討するべきである。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 20.4.3可決 参議院 5.7内閣委員会付託 5.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、酒税法の特例

1 農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するための製造免許を申請した場合には、果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。

2 地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を果実酒については年間2キロリットルに、リキュールについては年間1キロリットルにそれぞれ引き下げる。

二、施行期日

この法律は、平成20年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 20.4.17修正議決 参議院 5.14総務委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、免許人以外の者が特定の無線局について簡易な操作による運用を行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料制度の見直し

1 用途の範囲の拡大

イ 電波利用料の用途として、既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整を例示として追加する。

ロ 携帯電話や地上デジタル放送等の無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行う。

2 料額の見直し

イ 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。

ロ 国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人については、その規定を適用除外とし、又は納めなければならない電波利用料の金額を減額することとする。

3 納付委託制度の整備

電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようにする納付委託制度を整備する。

二、無線局の運用の特例の追加

携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件の下で、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から、三は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の用途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、研究開発事務の対象の限定、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正がなされた。

【附帯決議】(20.5.22総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料制度の在り方については、受益と負担の関係の一層の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映、免許人間の負担の公平の確保及び詳細な歳入歳出状況の公表により、無線局免許人等からの理解を十分得られるようにすること。また、電波利用共益費用の規模が年々増加していることにかんがみ、用途の必要性、効果等を十分検証し、その適正化に努めるとともに、料額の算定に当たっては、電波利用料の歳入歳出差額の累積が相当額になっていることも考慮すること。

二、電波利用料は、電波利用共益事務の費用について、その受益者である無線局免許人等に負担を求めらるるものであることにかんがみ、現在、法令で認められている職員のためのレクリエーション

費用はもとより、免許人等の理解が得られない支出については、早急にこれを是正し、適正化に向けて徹底を図ること。

三、地上テレビジョン放送事業者については、放送の完全デジタル化に伴い、投資の負担が軽減の方向にある一方で、電波利用料の用途である特定周波数変更対策業務にかかる支出の終了が予定されていることから、その負担する電波利用料について、放送の公共性、使用帯域幅等を総合的に勘案して、抜本的に見直すこと。

四、引き続き電波利用料が減免される国等の無線局については、電波の利用状況の検証を行い、有効利用が十分に図られていない場合には、電波利用料の減免措置について見直すこと。

五、携帯電話サービスは、その普及台数が一億台を超える等、国民・社会生活において不可欠の社会基盤となっていることから、今回、補助の対象が拡充される「携帯電話等エリア整備支援事業」を着実に執行し、携帯電話の不感地域の早期解消に努めること。

六、地上放送の完全デジタル化に向け、「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」を着実に執行し、デジタル放送が視聴できない地域の解消に一層努めること。また、政府全体として責任ある取組体制を強化し、経済的弱者等に対する受信設備の購入支援、受信障害対策共聴施設の改修支援及び国民に対する周知広報・相談体制の更なる拡充等の施策について早急に検討を行い、万全の措置を講ずること。

七、いわゆる条件不利地域におけるブロードバンドのデジタル・ディバイドを解消するため、電波利用料の新たな用途として、無線等によるブロードバンドサービスへの支援について検討すること。

八、電波利用料を使った電波資源拡大のための研究開発や技術試験事務については、その成果の有効性を十分検証し、電波環境の改善に一層寄与するよう努めること。

九、電波の割当方法については、審査過程の公平性・透明性をより一層徹底させることにより、電波の有効利用及び新規参入の促進を図ること。

十、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 20.4.8可決 参議院 4.9法務委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事手続において、資力の乏しい被害者参加人が、その委託により被告人質問等を行う弁護士(被害者参加弁護士)の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行う制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被害者参加弁護士の選定に関する規定等の整備

- 1 その所有する流動資産の合計額から犯罪行為を原因として3月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が政令で定める基準額に満たない被害者参加人は、裁判所に対し、日本司法支援センターを経由して、被害者参加弁護士の選定を請求することができる。
- 2 日本司法支援センターは、1の請求をした者の意見を聴いた上で、裁判所が選定する被害者参加弁護士(国選被害者参加弁護士)の候補を指名し、裁判所に通知する。
- 3 裁判所は、1の請求があったときは、当該請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、

被害者参加弁護士を選定する。

4 国選被害者参加弁護士の報酬及び費用については、国が負担する。

二、日本司法支援センターの業務に関する規定等の整備

日本司法支援センターは、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務、この通知に基づき被害者参加弁護士に選定された弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせる業務等を行う。

三、施行期日

この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 20.4.10修正議決 参議院 5.7外交防衛委員会付託 5.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定する。
- 二、住居手当の支給要件を改定する。
- 三、在青島及び在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、在マカッサル日本国総領事館を廃止する。
- 五、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 六、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改めるとともに、給与に関する規定は平成20年4月1日から適用するものとする等の修正が行われた。

【附帯決議】(20.5.13外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、我が国の財政事情は依然として厳しく、外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に関しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないよう留意すること。
- 二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行

うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの向上に努めること。

六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 20.4.24修正議決 参議院 4.24厚生労働委員会付託 4.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 感染症の類型等

- 1 感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」を追加する。
- 2 二類感染症に鳥インフルエンザ(H5N1)を追加する。
- 3 四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ(H5N1)を除くとともに、五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザのほか、新型インフルエンザ等感染症を除く。
- 4 「新型インフルエンザ等感染症」とは、新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)及び再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)をいう。
- 5 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなしてこの法律の規定を適用する。

二 感染症に関する情報の収集等

医師等の届出及び感染症の発生の状況等の調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

三 健康診断、就業制限及び入院

健康診断、就業制限及び入院の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

四 消毒その他の措置

感染症の病原体に汚染された場所の消毒、物件に係る措置、死体の移動制限等並びにそれらを実施するために必要な質問及び調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

五 新型インフルエンザ等感染症

1 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

ア 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、発生の予防又はまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならない。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

イ 厚生労働大臣は、アによる情報を公表した感染症について、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

2 感染を防止するための協力

ア 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

イ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、アの報告を求めた者に対し、アで定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

ウ アの報告又はイの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

3 建物に係る措置等の規定の適用

国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、建物に係る措置等の規定を適用することができる。

第二 検疫法の一部改正

一 検疫感染症等

1 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検疫感染症とする。

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

二 隔離及び停留

1 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院等に入院を委託して行うことができる。

2 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院等に入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

三 仮検疫済証の交付

検疫所長は、仮検疫済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居所等について報告を求められることができるとともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

四 罰則

三の旅券の提示をせず、又は三の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
- 二 この法律の施行後に施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととともに、関係法律について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

第一 新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用

新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を適用する。

第二 研究の促進等

- 一 国は、新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 二 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパンドミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

【附帯決議】（20.4.24厚生労働委員会議決）

政府は、発生が時間の問題とされている新型インフルエンザの脅威から、国民の生命及び健康を守るため、次の事項について対策を講ずるべきである。

- 一、新型インフルエンザが発生し、国内で大流行した場合の感染者数、受診患者数及び死亡者数等の推定については、諸外国の研究事例等を参考とし、様々な感染力や病原性を持つウイルスを想定したシミュレーションも行った上で試算を行い、これに基づいて行動計画及びガイドラインの点検を定期的に行うこと。
- 二、プレパンドミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンドミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
- 三、新型インフルエンザの感染予防対策の重要性にかんがみ、ワクチンの経鼻粘膜投与技術及び細胞培養による大量生産技術の開発等を推進すること。また、新型インフルエンザが出現した場合に、速やかにワクチンを大量に生産できるよう、必要な有精卵を確保するため、これらを生産す

る養鶏業者に対し、鳥インフルエンザ等の感染予防対策を支援するなど、財政措置を含め必要な対策を講ずること。さらに、新型インフルエンザ感染症の流行時において、全国民を対象に迅速かつ適切にワクチン接種ができるよう、薬剤師及び保健師等を活用した投与の在り方についても検討すること。

四、抗ウイルス薬について、必要に応じ、新型インフルエンザへの一人当たりの投与量の見直しを検討した上で、必要な者への投与が可能となる備蓄量の確保を図るとともに、備蓄体制及び配布方法等を見直すこと。併せて、期限切れによる無駄等が生じることのないよう、安全性・有効性を担保しつつ有効期限の延長について検討すること。

五、都道府県における感染症指定医療機関の指定及び協力医療機関の確保を支援し、必要な医療提供体制を整備すること。その際、これらの医療機関における院内感染防止策等入院患者の受入体制の整備や人工呼吸器等必要な医療機材の確保について必要な支援を行うこと。また、新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。

六、鳥インフルエンザ（H5N1）の患者又は鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスに感染したおそれのある者については、そのウイルスが変異して新型インフルエンザとなる可能性があることにかんがみ、我が国への入国に際し、人権に配慮しつつ、必要に応じ検査の結果が出るまでの一定期間の待機への協力を求めるとともに、都道府県と連携し、国内における居所、健康状態等についての報告、質問等を徹底するなど、新型インフルエンザの発生の予防及びそのまん延の防止に努めること。

七、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る海外の情報収集については、WHO及び諸外国の関係機関との一層の連携を強化し、最新の情報の入手・分析体制を確立するとともに、都道府県、保健所及び検疫所等の関係各機関相互の情報ネットワーク化を強化すること。また、緊急の場合において、各機関が適確な情報収集及び分析を実施できるよう体制を整備すること。

八、国民に対して、随時、ホームページの掲載等により新型インフルエンザに係る情報を提供するなど積極的な広報活動に取り組み、国民の理解と協力を促すとともに、その不安感の軽減に努めること。また、水道、電力等基盤産業や国及び地方の行政機関等によるライフライン機能等に係る活動の維持に不可欠な業務を継続するための計画について、当該機関に対して周知徹底を図り、策定を促すこと。さらに、事業者が新型インフルエンザの流行に備えた計画の策定等の事前準備を行うことに対して、支援に努めること。

九、医療機関のみならず企業及び学校等集団生活を行う場においてもマスク等医療資材の確保に努めるよう普及啓発を図るとともに、必要な支援を講ずること。特に、感染による健康への被害が大きいと考えられる子ども及び若年者に対して、家庭、学校、地域において総合的な新型インフルエンザ対策を推進すること。

十、都道府県が策定した行動計画に基づく新型インフルエンザ対策の準備・進捗状況について、実践的訓練の実施結果も踏まえて総点検し、必要に応じて当該行動計画の見直しを含めた指導及び支援を行うこと。

十一、海外からの新型インフルエンザウイルス感染者の入国を水際で防止するため、各国際空港・海港における検疫所、入国管理局及び税関等関係機関の連携・協力体制を強化すること。また、検疫所においては、新型インフルエンザの発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう、サーモグラフィ等の機器の効率的な活用及び検疫官の応援体制の整備等により体制の強化に努めること。

十二、国立感染症研究所について、人員の配置等や地方衛生研究所等との連携の強化及び研究の支

援等体制の強化を図るとともに、東南アジア諸国の感染症研究の支援・研修交流を推進すること。また、大学、民間研究機関等との連携を図り、官民一体となった新型インフルエンザに関する研究を推進するよう努めること。

右決議する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(閣法第33号)
(衆議院 20.4.10可決 参議院 4.18経済産業委員会付託 5.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継が事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継を円滑化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遺留分に関する民法の特例

1 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

後継者を含む旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹を除く)は、その全員の合意をもって、書面により、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した当該中小企業の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分算定のための財産価額に算入しないこと又は遺留分算定のための財産価額に算入すべき価額を合意時における価額とすることを定めることができる。

2 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

推定相続人は、1の合意をする際に、併せて、全員の合意をもって、書面により、後継者が旧代表者から取得した当該中小企業の株式等以外の財産の全部又は一部について、その価額を遺留分算定のための財産価額に算入しないことを定めることができる。

3 経済産業大臣の確認

1の合意(1の合意に併せて2の合意をした場合にあっては1及び2の合意。以下において単に「1の合意等」という。)をした後継者は、当該合意が中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること等について、経済産業大臣の確認を受けることができる。

4 家庭裁判所の許可

1の合意等は、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、確認を受けた日から1月以内に家庭裁判所に申し立て、その許可を受けたときに限り、効力を生じる。

5 合意の効力

1の合意等について4の許可があった場合には、民法の遺留分に関する規定にかかわらず、当該合意に係る株式等及び財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。

6 合意の効力の消滅

1の合意等は、後継者の死亡その他所定の事由が生じたときは、効力を失う。

二、支援措置

1 中小企業信用保険法の特例

経営の承継に伴い、事業活動の継続に困難が生じていると経済産業大臣により認定された中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化の措置を講じる。

2 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、会社である認定中小企業者の代表者に対し、事業活動の継続に必要な資金を貸し付けることができる。

三、附則

1 施行期日

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、一の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 相続税の課税についての措置

政府は、平成20年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとする。

【附帯決議】（20.5.8経済産業委員会議決）

地域経済の活性化を図るためにも、中小企業の経営の承継の円滑化のための取組を支援することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置の適用に当たっては、遺留分権利者全員との合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするるとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑化のために用いられるように運用すること。

二 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当たっては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。

また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当たっては、本委員会での軽減割合を100%に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえて、その事業活動の継続に支障が生じることのないよう留意すること。

三 中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う事業継続ファンドを一層促進すること。

また、親族内承継のみならず、親族外への経営の承継についても、その円滑化が図られるよう、事業承継資金融資制度等の支援策を一層拡充すること。

右決議する。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 20.5.22可決 参議院 5.23国土交通委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに日本船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例(トン数標準税制)等の支援措置等について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 海上運送法の一部改正

一 航海命令の範囲の拡大等

国内海上輸送に限られている船舶運航事業者に対する航海命令の範囲を、国際海上輸送に拡大するとともに、国土交通大臣は、航海命令をしたときは、航海命令従事証明書を当該船舶の船長に交付しなければならないこととする。

二 基本方針の策定

国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む日本船員の育成及び確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めることとする。

三 日本船舶・船員確保計画の認定

- 1 海運会社など船舶運航事業者等は日本船舶・船員確保計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。
- 2 国土交通大臣は、申請された日本船舶・船員確保計画が基本方針に適合するものである等と認めるときは、その認定をすることとする。

四 課税の特例

日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等が日本船舶を用いて営む対外船舶運航事業等に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の課税方式の特例（トン数標準税制）の適用があることとする。

第二 船員法の一部改正

- 一 船舶所有者は、船員の雇入契約の締結に際し、当該雇入契約に係る航海が海上運送法の規定による航海命令によるものであるときは、船員に対してその旨を明示しなければならないこととする等、航海命令の範囲の拡大等に伴う措置について所要の規定を整備することとする。
- 二 国土交通大臣は、労使協定で定める船員の労働時間の延長の限度等について基準を定めることができることとする等、船員の時間外労働の上限基準の設定のため所要の規定を整備することとする。
- 三 船舶所有者は、休息時間を1日について3回以上に分割して海員（船長以外の船員）に与えてはならないこととする等、休息時間及び健康の確保のため所要の規定を整備することとする。
- 四 船長が、船内作業の時間帯及び作業内容に関し、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておく等、労働条件の明確化について所要の規定を整備することとする。

第三 附則

- 一 この法律は、第二の二を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内（第二の二については公布の日から1年を超えない範囲内）において政令で定める日から施行することとする。
- 二 租税特別措置法及び地方税法について課税の特例（トン数標準税制）を適用するための所要の改正を行うこととする。

【附帯決議】（20.5.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、日本船舶・船員確保計画の認定状況やトン数標準税制の適用状況を継続的に把握し、その効果を検証するとともに、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。
- 二、昨今の海難事故にかんがみ、我が国海運のより一層の安全性を確保する観点から、国際的にも評価される我が国船員を育成・確保するため、教育訓練システムの充実・改善の具体化並びに、事業者への指導を強化すること。
- 三、外航に拡大された航海命令制度については、発動基準を明確にするほか、船員の安全確保策等について関係者の理解が得られるよう、適切かつ十分な検討を加えること。
右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生

した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができることとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理することができるようにするほか、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るため、入港料率の設定等について届出制を導入する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制度の見直し

政令で定める重要港湾の入港料の料率の設定又は変更に係る国土交通大臣への事前協議制を、料率の上限の設定又は変更を行う場合を除き、当該上限の範囲内での事前届出制へ緩和する。

二、重要国際埠頭施設の制限区域への出入りの確実かつ円滑な管理

国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者の個人識別情報（写真その他の個人を識別することができる情報であって国土交通省令で定めるものをいう。）を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

三、国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等

国土交通大臣は、広域災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、直轄工事により整備した港湾施設のうち、国土交通省令で定める港湾広域防災施設について、期間を定めて、自ら管理することができる。

四、この法律は、公布の日から施行する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 20.4.15可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずる。

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資するため、当該事業及び国民健康保険組合について国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じようとするものである。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 4.23農林水産委員会付託 5.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土の保全、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能の持続的な発揮を確保するとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の森林吸収目標を達成することの重要性にかんがみ、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成24年度までの間における森林の間伐

- 等の実施を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、農林水産大臣は、特定間伐等（森林の間伐又は造林で平成24年度までの間に行われるもの）の実施の促進に関する基本指針を定めなければならないこととする。
 - 二、都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとする。
 - 三、市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内における特定間伐等促進計画を作成することができることとする。
 - 四、国は、特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。
 - 五、地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、地方債の起債対象とすることができることとする。
 - 六、この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（20.5.8農林水産委員会議決）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の第一約束期間が2008年に開始され、我が国は2012年までに6パーセントの温室効果ガス排出削減約束を義務付けられている。そのためには、森林吸収源で3.8パーセント、1,300万炭素トンを確保することが極めて重要となっている。しかし、我が国においては森林資源の蓄積が増大する一方で適切な施業が行われていない森林が増加するなど、森林の整備、特に育成林の整備が遅れている状況にある。

一方、森林には、水源のかん養、国土の保全等国民生活を広く支える機能をはじめ、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供などの多面的機能があり、その恩恵を将来にわたり享受するには、森林を健全な状態に維持していくことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、我が国の森林吸収量の目標が確実に達成されるよう、また、森林の有する多面的機能が維持されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 間伐等の森林整備を推進するに当たっては、地方公共団体及び森林所有者の費用負担が必要とされているが、森林整備は国際約束である京都議定書目標を達成するために欠かせないこと及び森林の多面的機能の発揮に資することから、森林整備に関する国の財政措置を拡充するなど支援措置の充実を図ること。
- 二 森林整備に係る森林所有者の費用負担の軽減を図るため、間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用促進に向けた取組を一層強化すること。
- 三 平成24年度までの間における追加的な間伐の実施を促進するため、間伐の補助対象年齢見直し等森林整備に関する補助事業の採択要件緩和を検討すること。

右決議する。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第39号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.12経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことを促進するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要

の開拓を行うものとする。

- 2 「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業とする。

二、基本方針

主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針を定め、公表する。

三、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の認定

- 1 中小企業者及び農林漁業者は、共同して、農商工等連携事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 一定の条件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「支援事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

四、農商工等連携事業に対する支援措置

- 1 認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って実施される農商工等連携事業（以下「認定事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講じる。
- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、認定事業計画に従って小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げる。
- 3 食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が実施する認定事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること等の業務を行うことができる。
- 4 認定事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合において、中小企業者等が農業改良措置を行うときは、農業改良資金助成法に定める農業改良措置とみなして、同法の規定を適用する。また、認定事業に必要な農業改良資金の償還期間は12年を超えない範囲内で政令で定める期間とし、据置期間は5年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 5 林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法においても4と同様の措置を講じる。
- 6 認定事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けた中小企業者が認定事業計画に従って取得又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

五、農商工等連携支援事業に対する支援措置

支援事業計画の認定を受けた者を中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、認定を受けた農商工等連携支援事業（以下「認定支援事業」という。）の実施に必要な資金の借入を、中小企業信用保険の対象とする。

六、国、地方公共団体等の責務等

- 1 国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流その他必要な支援を行うよう努める。
- 2 国は、農商工等連携事業の促進に当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努める。
- 3 国は、認定事業又は認定支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

【附帯決議】（20.5.15経済産業委員会議決）

地域経済を活性化するためには、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が業種の壁を超えて有機的に連携し、それぞれの保有する技術や産品等を活用することで、両者の強みを活かした活動を促進することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 基本方針は、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の作成に資するよう、具体的かつ明確に定めるとともに、事業計画の認定に当たっては、関係省庁が連携し、手続きの簡素化を図り、その公正性及び透明性を確保すること。また、中小企業及び農林漁業をめぐる環境の変化に対応し、かつ事業者等のニーズを十分に反映させるため、適宜適切に見直しを行うこと。
- 二 中小企業者と農林漁業者の連携を強めるには、両者を結び付ける専門家の役割が重要であることから、農商工等連携事業計画の作成、商品の開発・生産・販売等の各段階における支援体制を整備するとともに、商工業及び農林漁業の実情等に精通した専門家を育成・確保するため、予算措置その他の必要な支援策を講じること。
- 三 本法律案の趣旨、内容について関係者に周知徹底するとともに、農商工等連携事業や農商工等連携支援事業を効果的に支援する観点から、経済産業省及び農林水産省を始めとする関係行政機関、地方公共団体、商工会・商工会議所、食料産業クラスター協議会、金融機関等との緊密な連携体制を構築すること。
- 四 農商工等連携事業の促進を効果的かつ効率的に支援するため、他の類似又は関連する施策との有機的連携を図るとともに、政府全体として、これらの施策の在り方について、利用者の利便性の向上等の観点から、不断の見直しに努めること。

右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.12経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における産業集積の形成及び活性化の一層の推進を図るため、小規模企業者の立地等に係る設備資金の貸付けの充実、食品製造業者等の企業立地に対する金融支援及び課税の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を、現行の2分の1以内から3分の2以内へ引き上げる。

二、食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う措置に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができる。

三、課税の特例

承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者であって、同意集積区域内において指定集積業種のうち地域における産業集積の形成等に資するものであって、農林漁業との関連性が高いものの事業のための施設又は設備を新設したものが、新たに取得等した機械・建物等については、租税特別措置法の定めにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)

(衆議院 20.4.24可決 参議院 5.12農林水産委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣)は、食料・飼料の安定供給に配慮しつつ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針を定めることとする。

二、生産製造連携事業計画の認定

農林漁業者等は、バイオ燃料製造業者等と共同して、生産製造連携事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

三、研究開発事業計画の認定

研究開発事業を行おうとする者は、研究開発事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

四、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法の特例

二の計画の認定を受けた農林漁業者等が計画に従って農林漁業有機物資源の生産を行うのに必要な資金の償還期間を、10年以内から12年以内に延長することとする。

五、中小企業投資育成株式会社法の特例

二又は三の計画の認定を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人が設立する株式会社について、中小企業投資育成株式会社が株式の引受け等を実施することができる範囲を拡大することができることとする。

六、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

二又は三の計画の認定を受けた者が行うバイオ燃料の製造(産業廃棄物の処理に該当するものに限る。)に供する施設の整備等について、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の業務の範囲を拡大することができることとする。

七、種苗法の特例

三の計画に従って育成された新品種について、出願料・登録料の減免を行うことができることとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(20.5.20農林水産委員会議決)

バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止する上で有効なものと位置付けられている。また、資源小国である我が国にとって、化石資源への依存度を減らしエネルギー

ギー供給源の多様化を図るなど、エネルギー安全保障の観点から、バイオ燃料に対する期待が高まっている。

しかし、アジア諸国等における人口増加と経済発展等に伴う食料・飼料需要の増大、バイオ燃料の原材料としての穀物需要の増大、地球温暖化による気候変動の影響等により、世界的に食料需給がひっ迫し、食料価格が高騰する中で、バイオ燃料の原材料として穀物を利用する場合には、バイオ燃料と食料・飼料との間に競合が生じ、我が国をはじめ食料・飼料の多くを輸入に依存せざるを得ない国々は、その影響を直接被るおそれがある。

よって政府は、本法の施行に当たり、食料・飼料の安定供給の確保及びバイオ燃料の生産拡大が適切に図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 穀物を原材料とするバイオ燃料の生産については、食料不足や飼料価格上昇等の弊害が指摘されていることにかんがみ、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスに配慮したバイオ燃料生産の取組が各国でなされるよう、我が国としても国際会議等を通じて積極的な働きかけを行うこと。
- 二 稲わら及び間伐材等、食料供給と競合しないセルロース系の原材料からバイオエタノールを低コストで製造する技術開発について、各省庁間の連携を強め政府一体となって重点的に進めるとともに、その迅速化を図ること。
- 三 諸外国で生産されたバイオ燃料について、穀物の国際価格の上昇を促すとともに、バイオ燃料の原材料となる穀物を作付けるために熱帯雨林等の大量破壊を招くおそれがあるものについての輸入は極力避け、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大するよう施策を進めること。
- 四 農林水産業から生じる残さ等は産業廃棄物に分類されるものもあるが、これらの適正処理を図りつつバイオ燃料としての利活用を促進するための施策を進めること。
右決議する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)
(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.21農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年以來の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層の高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の廃止期限を5年間延長し、平成25年6月30日までとする。
- 二、試験研究計画の認定制度及び認定を受けた法人に対する税制の特例措置を廃止することとする。
- 三、株式会社日本政策金融公庫法が施行され、農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。
- 四、この法律は、平成20年7月1日から施行することとする。ただし、一については公布の日から、三については平成20年10月1日から施行することとする。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第43号)
(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.19文教科学委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力の研究開発や医療分野等での放射線利用に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分を、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が、計画的かつ確実に

実施するための規定を整備するものであり、主な内容は次のとおりである。

一、機構による埋設処分業務の実施

機構の業務に伴って発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設処分を機構の本来業務に位置付けること。

二、埋設処分業務の実施に関する基本方針及び計画

- 1 国は、埋設処分業務の実施に関する基本方針を策定すること。
- 2 機構は、1の基本方針に即して、埋設処分業務の実実施計画を作成し、国の認可を受けること。

三、区分経理及び埋設処分業務に必要な費用の繰越し

- 1 機構は、埋設処分業務等について、他の研究開発業務と区分して経理する勘定を新設すること。
- 2 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において利益が生じた場合に、当該利益を翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】（20.5.27文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、その必要性、安全性について国民の理解と協力が得られるよう積極的な情報公開に努めること。

二、政府が定める埋設処分業務の実施に関する基本的な方針及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が作成する埋設処分業務の実施に関する計画について、国民の理解が得られるよう情報提供を行うとともに、放射性廃棄物に係る研究開発の進展、社会経済状況の変化等を勘案し、定期的に検証すること。

また、埋設処分業務の実施に関する基本的な方針の策定に当たっては、科学技術・学術審議会において審議を行い、パブリックコメントを行うなど広く国民の意見を聴き、その反映に努めること。

三、放射性廃棄物の埋設処分地の選定に当たっては、地域住民の不安を解消し、理解と協力が得られるよう努めること。

その際、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、立地計画を策定し、公平な立地選定をするよう努めること。

四、政府は、放射性廃棄物処分のための埋設施設の安全審査に当たっては、安全審査体制を整備し、審査の過程に万全を期すること。

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、施設を管理する者として、放射性廃棄物埋設処分施設の安全を確保するとともに、十分な説明責任を果たすこと。

五、放射性廃棄物の処分事業が安全かつ確実に実施されるよう、放射性廃棄物の輸送、処理等に関し、発生者の経済的負担や引き渡される放射性廃棄物の性状等を考慮し、国、独立行政法人日本原子力研究開発機構、関係者間で密接な連携協力を図ること。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、放射性廃棄物の埋設処分業務をその他の業務と独立した勘定として区分し、厳正に経理を行うとともに、安全性に留意した上で効率的な事業の実施に努めること。

また、政府は、放射性廃棄物の埋設処分が確実に行われるよう独立行政法人日本原子力研究開発機構の予算及び人員の確保に万全を期すること。

七、政府は、放射性廃棄物の処分について責任を持って安全かつ確実に行われるよう措置すること。

八、研究機関や医療機関等から発生する放射性廃棄物のうち、余裕深度処分が必要となる放射能レベルが高いものについて、その処分方策の検討を進めること。

右決議する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(閣法第44号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、構造及び設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人気象研究所法案(閣法第45号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)(先議)

(参議院 20.4.14内閣委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 4.30可決)

【要旨】

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員による行政庁への一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害、及び対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与についての規制を導入するほか、指定暴力団員による指定暴力団の威力を利用した資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の規定の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暴力的要求行為として規制する行為の追加

指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示してする次に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する。

- 1 行政庁に対し、法令に定められた要件に該当しない自己若しくは自己の関係者がした申請に係る許認可等をする事、又は当該要件に該当する特定の者がした申請に係る許認可等をしないこと等を要求すること。
- 2 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、入札参加資格を有しない自己若しくは自己の関係者を当該入札に参加させること、又は入札参加資格を有する特定の者を当該入札に参加させないこと等を要求すること。
- 3 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること。
- 4 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務提供業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることを

みだりに要求すること。

二、損害賠償請求等の妨害の規制のための規定の整備

指定暴力団員は、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償、当該指定暴力団等の事務所の使用の差止め等の請求を、請求者を威迫し、請求者又はその配偶者等につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

公安委員会は、指定暴力団員が当該違反行為をしている場合には当該行為の中止命令を、請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で当該違反行為をするおそれがあると認める場合には当該行為の防止命令をすることができる。

三、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の整備

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができる。

四、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に係る規定の追加

指定暴力団の代表者等が損害賠償責任を負う場合として、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害した場合を追加する。

五、暴力排除活動の促進のための規定の整備

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一から三までの規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 20.4.7国土交通委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.5可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の領海及び内水（以下「領海等」という。）における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、領海等における外国船舶の航行方法

- 1 領海等における外国船舶の航行は、通過（内水においては、新内水に係るものに限る。）又は水域施設等との往来を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- 2 外国船舶の船長等は、やむを得ない理由がある場合を除き、領海等における停留等、また内水（新内水を除く。）における港湾内の水域施設等に入ったりしない航行をさせてはならないものとする。

二、外国船舶の通報義務

外国船舶の船長等は、領海等において停留等をさせる必要がある場合等は、その理由が明らかでない場合を除き、あらかじめ、その理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない

いこととする。

三、外国船舶に対する立入検査及び退去命令

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と思料される船舶について、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができることとするとともに、立入検査の結果、当該船舶の船長等が一の2に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。

四、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.21内閣委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等の規制の強化を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化

- 1 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出をしなければならない。届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者は処罰する。
- 2 暴力団員その他の一定の事由に該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。
- 3 インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等(以下「禁止誘引行為」という。)が行われていることを知ったときは、速やかに当該禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。
- 4 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者がこの法律の規定等に違反したと認めるときは当該インターネット異性紹介事業者に対し必要な指示をすることができる。また、インターネット異性紹介事業者がこの法律に規定する罪等に当たる行為をしたと認めるときは事業の停止を、欠格事由に該当することが判明したときは事業の廃止を、それぞれ当該インターネット異性紹介事業者に対し命ずることができる。

二、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進

1 登録誘引情報提供機関制度の導入

イ 国家公安委員会は、禁止誘引行為の防止措置の実施の確保を目的として禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、インターネット異性紹介事業者に提供する業務を行う者であって、一定の基準に適合するものから申請があったときは、登録誘引情報提供機関として登録しなければならない。

ロ 国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、インターネット異性紹介事業者の名称、連絡先等を提供することができる。登録誘引情報提供機関の役員等は、誘引情報提供業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

ハ 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関がこの法律の規定に違反したと認めるときは、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者等の責務

インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童の使用に係る通信端末機器についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務等を提供すること等に努め、児童の保護者は当該役務等を利用すること等に努めなければならない。

三、その他

罰則に関する規定その他所要の規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(20.5.27内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、インターネットを利用した表現の自由、多様な情報への接触等の確保と、インターネット上に違法・有害な情報が氾濫している現状への対策の必要性に留意し、次の事項について万全を期すべきである。

一、児童の健全育成及び犯罪被害からの保護が本法の目的であることを踏まえ、法第六条違反事案の捜査、処分等に当たっては、そのすべての過程を通じて、児童の特性と人権、利益に最大限配慮するとともに、当事者となった児童に対し、警察及び児童相談所が家庭裁判所その他の関係機関とも連携を密にしつつ、捜査、処分決定後における立ち直り支援等に万全を期すること。

二、今回の法改正の趣旨及び内容について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い、周知徹底を図ること。また、インターネット異性紹介事業者による利用者が児童でないことの確認方法をより実効的なものとするとともに、改正により事業者に対する規制の強化が図られることから、下位法令を含む解釈運用基準を定めること。

三、インターネットの特性について保護者に対する啓発を行うとともに、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー・モラル教育を、学校教育を始めあらゆる機会をとらえて実施すること。また、これら教育を実効あるものとするために、学校のIT環境の整備及び教員のIT指導力の向上に向けた取組を更に推進すること。

四、児童によるインターネット異性紹介事業の利用や違法・有害な情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングサービスの精度の向上及び利用の促進のほか、児童の健やかな成長に資する取組を官民一体となって一層充実強化すること。

五、インターネット上の違法・有害な情報についてホットライン業務を行う民間団体の設立や活動の支援を始め、違法・有害な情報の閲覧を防止するための民間活動の更なる促進を図るとともに、本法で導入される登録誘引情報提供機関を適切かつ効果的に活用すること。

右決議する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.23総務委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、送信者は、あらかじめ広告宣伝メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は電子メールの送信を委託した者に対して通知した者等以外の者に対して、広

告宣伝メールの送信をしてはならないこととする。

- 二、電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メール通信役務の提供を拒むことができることとする。
- 三、報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を追加する。
- 四、電子メールアドレス等を使用する権利を付与した者（プロバイダ等）から、当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとする。
- 五、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。
- 六、法人に対する罰金額を引き上げる等罰則について規定を整備する。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 八、政府は、この法律の施行後3年以内に、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（20.5.29総務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、海外発の迷惑メールが急増している現状にかんがみ、迷惑メール対策については、諸外国と十分連携・協調して実施するとともに、迷惑メールの撲滅に向けて、国際的な取組において先導的な役割を果たすこと。
- 二、本法制定以来、法律違反に対する措置命令、摘発の事例が少ないことから、関係省庁と緊密に連携を取り、必要な対応を行うこと。また、電気通信事業者等関係者との密接な協力体制を構築し、官民一体となった実効性のある迷惑メール対策に取り組むこと。
- 三、迷惑メールは、電気通信事業者の設備に過度の負担を与え、そのために設備の増強等経済的負担を強いていることから、電気通信事業者に対して技術支援等必要な措置を講ずること。
- 四、一層巧妙化・悪質化する迷惑メールに対処するため、本法の効果について、迷惑メールの実態調査を実施するなど適宜検証し、適切な見直しを行うこと。なお、見直しに当たっては表現の自由や営業活動の自由に与える影響に十分配慮すること。
- 五、迷惑メールによる被害は、受信者側が正しい知識をもって対応することにより、ある程度回避することが期待できることから、受信者側の対応策についても、引き続き、国民に周知徹底を図ること。特に青少年が迷惑メールを通じて犯罪に巻き込まれる事案も発生していることから、青少年のメディア・リテラシーの向上に一層取り組むこと。

右決議する。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

社会教育法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 5.28文教科学委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう、並びに社会教育が学校、家庭及び地域住民等の連携等に資することとなるよう努めるものとする。
- 二、教育委員会の事務として、地域住民等が社会教育の学習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務、学齢児童生徒に対し、放課後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務及び家庭教育に関する情報提供に関する事務等を加えること。
- 三、図書館(図書館法による図書館をいう。以下同じ。)及び博物館(博物館法による博物館をいう。以下同じ。)が行う事業に、地域住民等が社会教育の学習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供する事業を加えること。
- 四、公民館(社会教育法による公民館をいう。) 図書館及び博物館は、その運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等への情報提供に努めなければならないものとする。
- 五、社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験に、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に3年以上あったことを加えるとともに、司書又は学芸員となる資格を得るために必要な実務経験についても同様の改正を行うこと。
- 六、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。
- 七、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会等に代えることができるものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

【附帯決議】(20.6.3文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、国民のニーズに応じた学習機会の提供と学習活動の支援に努めるとともに、各地域における学習ニーズの継続的な把握、多様な取組に係る情報の収集と提供など、国民の自発的、主体的な学習が担保されるよう配慮すること。
- 二、国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。
また、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。
- 三、生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。
- 四、公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を

講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

その際、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。

五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。

六、地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

七、社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

八、社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

右決議する。

学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 20.6.3修正議決 参議院 6.4文教科学委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、学校保健法の一部改正

- 1 法律の題名を「学校保健安全法」に改め、学校保健及び学校安全に係る国等の責務を規定すること。
- 2 文部科学大臣は、学校環境衛生基準を定めるものとし、学校においては、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないものとする。
- 3 養護教諭その他の職員は、連携して児童生徒等の心身の状況を把握し、必要な指導等を行うものとし、学校で健康相談、保健指導等を行う際には、地域の医療機関等との連携に努めるものとする。
- 4 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、児童生徒等への通学を含めた学校生活等の安全に関する指導等について、学校安全計画を策定し、実施しなければならないこととする。また、危険等発生時の対処要領を作成し、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康の回復のため、必要な支援を行うものとする。

また、保護者、地域の警察署、安全確保活動を行う団体、住民等との連携に努めるものとする。

二、学校給食法の一部改正

- 1 学校給食の目標について、食育の推進の観点を踏まえたものに改めること。
- 2 文部科学大臣は、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を定めるものとし、義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施及び衛生管理に努めるものとする。
- 3 栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画の作成等の措置を講ずるものとする。

三、この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学校保健及び学校安全に係る国及び地方公共団体の責務に財政上の措置及び学校安全の推進に関する計画の策定等を追加すること、学校の適切な環境の維持を学校設置者の責務とすること、学校における地域の医療機関等との連携に努める場面に救急処置を加えること、学校安全に関する学校設置者の責務の範囲を学校施設内に限定しないこと等の修正がなされた。

【附帯決議】（20.6.10文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。
- 二、多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。
- 三、学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四、「学校環境衛生基準」の作成に当たっては、子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向けて万全を期すこと。
- 五、学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするほか、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うとともに、障がい等を有する児童生徒等について合理的な配慮を行うこと。
- 六、各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援を行うこと。
- 七、学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、関係省庁の連携を充実させるとともに、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九、各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等人的体制の整備を行うこと。
- 十、学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組の情報収集とその提供、学校安全対策

に従事する者及び関係教職員の資質向上のための研修実施とその支援、必要な調査研究とその成果の普及に努めるとともに、学校安全対策の重要性について広く国民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずること。

十一、放課後子どもプランの実施等学校における多様な教育活動の実践を踏まえ、学校において事故等により児童生徒等が被害に遭った場合の救済のため、共済給付の制度の充実その他の学校安全に係る被害救済のために必要な措置を講ずるよう努めること。

十二、学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、計画を策定するなど着実に必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十三、「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十四、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等の十分な検証と再発防止策を徹底し、その完全実施を図るとともに、食品の安全性の確保が喫緊の課題となっていることにかんがみ、学校給食食材の安全性の確保に万全を期すこと。

十五、食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十六、本改正案の趣旨を十分周知するとともに、各学校における学校保健及び学校安全に係る取組が校長の適切なリーダーシップの下に行われるよう環境整備に努めること。

十七、各学校の設置者は、学校の環境衛生及び安全の確保、学校給食の実施及び衛生管理に当たり、当該学校の施設設備等について、適正を欠き又は支障があると認められる事項があり、当該学校長の申出がなされた場合、速やかに、明確な対応策を示すこと。

十八、新型インフルエンザ等国家的規模での緊急かつ総合的な対策が求められる課題について、学校における児童生徒等の健康と安全確保の観点から、速やかに、講ずべき具体的な措置を検討すること。

十九、公立学校施設の耐震化の一層の促進を図ること。特に、危険度の高い建物について、早急な耐震補強工事等の実施を促すとともに必要な支援を行うこと。

右決議する。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

信用保証協会法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、信用保証協会(以下「協会」という。)の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、協会に新たな業務を担わせるとともに、各協会の有する情報の一元的管理のための仕組みを設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、協会の業務の追加

- 1 債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- 2 債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る特定金銭債権等の譲受け及びその管理
- 3 投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資

二、保証業務支援機関

- 1 主務大臣は、2の業務に関し、一定の基準に適合する一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、保証業務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。
- 2 支援機関は、協会の債務保証業務に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管するとともに、協会又は金融機関に対してこれらの情報を提供すること等の業務を行う。
- 3 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に関する事項について業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができ、支援機関がこの命令に違反したとき等の場合には、1の指定を取り消し、又は支援業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

三、施行期日

この法律は、平成20年9月1日から施行する。

【附帯決議】(20.6.3経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 各信用保証協会における再生支援等新たな業務の実施に際しては、中小企業をめぐる各地域の実情や各協会の業務の状況等も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会、地域の金融機関等との緊密な連携体制を構築するとともに、事業再生に関する専門人材の育成・確保や審査能力の向上に努めること。

また、各協会の財政状況の健全性の確保に支障が生じることのないよう、業務の実施状況について適切な検査や指導監督を行うなど、適宜フォローアップに努めること。

- 二 信用保証協会による債権の譲受け業務等の実施に当たっては、対象とする中小企業者の要件を具体的かつ明確に定めるとともに、譲受け等の価格については、合理的な基準に基づいて適正に決定すること。

- 三 信用保証制度の不正利用や詐欺的行為が続発している事態を重く受け止め、これらの行為を未然に防止するため、警察及び金融庁等関係省庁との連携を一層緊密に行うこと。

また、保証に係る情報を共有する保証業務支援機関制度については、情報が適正に管理され、その提供が効果的に行われるよう早急に体制を整備すること。

- 四 信用保証協会に関しては、いやしくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等に努めること。また、信用保証協会のガバナンスの一層の強化が図られるよう、適切な

指導・監督を行うこと。

五 最近の中小企業を取り巻く環境が悪化していることを踏まえ、中小企業の資金調達の円滑化を一層図ることが重要であることにかんがみ、信用補完制度の持続的な財政基盤の強化のための十分な対策を講じること。

右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定支払契約保険の制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定支払契約保険の創設

中小企業者が特定支払契約(中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関等が当該売掛金債権の譲受け等により金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権等の額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする特定支払契約保険を創設する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業金融公庫の業務の追加

- 1 特定金融機関等が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付けに係る債務の保証
- 2 特定目的会社等及び信託会社等に対する貸付け
- 3 特定目的会社等の優先株式及び優先出資の取得並びに有限責任中間法人に対する基金の拠出

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 20.4.15可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、センターの目的及び業務の範囲

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の目的及び業務の範囲に関する規定に、消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する差止請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争（以下「消費者紛争」という。）のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの（以下「重要消費者紛争」という。）の解決を図ることを加える。

二、紛争解決委員会

- 1 重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手續（以下「重要消費者紛争解決手續」と総称する。）を実施する等のため、センターに、独立してその職権を行う紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- 4 重要消費者紛争解決手續に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

三、和解の仲介

- 1 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。
- 2 和解仲介手續は、1人又は2人以上の仲介委員によって実施する。
- 3 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手續への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。また、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。
- 4 和解仲介手續が不調に終わった後、和解の仲介の申請をした者が1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。
- 5 重要消費者紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、和解仲介手續が実施されていること等の事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手續を中止することができる。

四、仲裁

- 1 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができる。
- 2 仲裁の手續は、1人又は2人以上の仲裁委員によって実施する。
- 3 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

五、結果の概要の公表と義務履行の勧告

委員会は、和解仲介手續又は仲裁の手續の終了後、必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。また、和解又は仲裁判断で定められた義務について、当該義務の履行に関する勧告をすることができる。

六、消費者紛争に関するセンターのその他の業務

- 1 センターは、和解仲介手續によって重要消費者紛争が解決されなかった場合、申請をした消費者が当該和解仲介手續の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行を援助することができる。
- 2 センターは、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があった場合には、解決を図るのにふさわしい手續の選択に資する情報を当該消費者に提供する。また、当該苦情の処理のためのあっせんを行う。

- 3 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体等に対し、その提供を依頼することができるものとし、収集した情報を整理し、及び分析し、必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知する。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.4.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者契約をめぐるトラブルが急増・多様化している現状にかんがみ、これら消費者相談についての的確・迅速な対応が可能となるよう、相談員の増強、その専門性の向上、待遇の改善等による体制強化を図ること。
- 二、紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務を行うに当たっては、消費者の利益の擁護・増進を図るとい国民生活センターの役割にかんがみ、消費者と事業者の情報力や交渉力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たすこと。
- 三、和解仲介手続及び仲裁の手続については、消費者を始めとした当事者にとって時間的、経済的負担の少ないものとする。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。
- 四、住民により身近な消費生活センター等において、消費者契約をめぐるトラブルの迅速なる解決、拡大防止を進めるため、国民生活センターとの連携強化・情報共有により適切な対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、有資格相談員の配置等による体制充実が図られるよう、全国の消費生活センターを始め地方公共団体を積極的に支援するとともに適切な施策を実施すること。

右決議する。

消費者契約法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 20.4.15可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費者契約法の一部改正

- 1 内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、所定の事由の有無について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くものとする。
また、公正取引委員会及び経済産業大臣は、内閣総理大臣が適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 2 内閣総理大臣は、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の方法により、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達するものとする。
- 3 その他、適格消費者団体が不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律上の差止請求権を行使し得ることとすることに伴う文言の修正等の所要の措置を講ずる。

二、不当景品類及び不当表示防止法の一部改正

適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品又は役務の内容について著しく優良であると誤認される表示や、商品又は役務の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる。

三、特定商取引に関する法律の一部改正

適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供又は業務提供誘引販売取引において、不特定かつ多数の者に対して、不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等の不当な勧誘行為、著しく虚偽又は誇大な広告、クーリング・オフを無意味にするような特約又は契約の解除等に伴う損害賠償等の額を過大にする特約等を含む契約の締結、を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる。

四、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一のうち経済産業大臣に係る規定及び三については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

【附帯決議】（20.4.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入の意義を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省と適格消費者団体が相互に情報提供を行う等により連携を図り、制度を適切かつ効率的に運用すること。
- 二、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。
- 三、適格消費者団体による差止請求の対象行為については、特定商取引法において本法案の対象とならなかった条項（政省令事項を含む）にかかる行為や、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為等を始めとして、その範囲の拡大について引き続き検討を進めること。また、独占禁止法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
- 四、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動が促進されるよう、円滑な資金の確保や情報提供など環境整備に努めること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 5.27財政金融委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、多様な資産運用・調達機会の提供の促進

- 1 特定投資家（プロ投資家）に直接の参加者を限定した取引所金融商品市場（プロ向け市場）を開設できることとし、当該市場に関連した情報提供の枠組み等について所要の整備を行う。
- 2 商品現物と交換可能な上場投資信託（ETF）を導入できるようにする等、投資信託の多様

化を可能とする枠組みの整備を行う。

- 3 排出量取引に関する市場の開設業務について、金融商品取引所の兼業業務とすることを可能とする。

二、多様で質の高い金融サービスの提供の促進

- 1 証券会社・銀行・保険会社等の間の役職員の兼職規制を撤廃するとともに、証券会社・銀行・保険会社等に対して利益相反管理体制の整備を義務付ける。
- 2 リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）を導入するほか、銀行・保険会社本体に対して投資助言業務、排出量取引を解禁する等、銀行・保険会社グループの業務範囲を拡大する。

三、公正・透明で信頼性のある市場の構築

課徴金制度について、現行の課徴金の算定方法を見直して金額水準を引き上げるほか、対象範囲の拡大、加算・減算制度の導入、除斥期間の延長等を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、証券会社・銀行・保険会社等の間の役職員の兼職規制の撤廃及び利益相反管理体制の整備に係る規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.6.5財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。
- 一 金融商品取引に関する苦情等に対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図るため、金融分野における裁判外紛争処理機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立な制度を確立すること。
- 一 証券会社関係者によるインサイダー取引は市場の信頼を根底から揺るがす重大な違法行為であることにかんがみ、自主規制機関との連携強化を図りつつ、証券会社関係者の証券取引に対する監視体制を強化すること。
- 一 最近の新興市場の低迷を踏まえ、市場の健全な育成を図りつつ投資家の保護を強化するため、取引所が新興市場における上場基準の適用について、その適正化に向けた検討を推進するとともに、調達資金が事業目的に適合し、効率的に使用されるよう、上場後においても適切な監視に努めるよう促すこと。
- 一 プロ向け市場に参加する特定投資家の範囲については、その知識、経験及び財産の状況を踏まえ、運用状況を検証した上で、投資家保護の観点から必要な見直しを行うこと。特に、中小法人及び地方公共団体のプロ向け市場への参加については、慎重な運用に努めること。
- 一 ファイアウォール規制の見直しについては、利益相反による弊害防止や銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するため、証券会社・銀行等・保険会社の利益相反管理体制の整備に対する厳正な監督を行うこと。
- 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、今後の実施状況等も踏まえ、制度全般の在り方について、引き続き実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。
- 一 国内排出量取引制度を支える市場整備のための検討に当たっては、市場メカニズムを使った取引制度が、円滑な価格形成に資するよう留意しつつ、諸外国の動向も踏まえ、我が国の実情に即

した制度設計となるよう配慮すること。
右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第60号)
(衆議院 20.5.29可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものである。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)
(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ごとから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、工場等に係る措置等

1 事業者の判断の基準となるべき事項

- イ 事業者の判断の基準となるべき事項に関し、工場等(工場又は事務所その他の事業場をいう。)であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。
- ロ 事業者の判断の基準となるべき事項は、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をする。

2 特定事業者

- イ 経済産業大臣は、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定事業者として指定する。
- ロ 特定事業者に対するエネルギー管理統括者等の選任、中長期的な計画の作成、定期の報告及び合理化計画に係る指示・命令等の措置に係る規定を設ける。

3 特定連鎖化事業者

- イ 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者(以下「連鎖化事業者」という。)のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び加盟者が設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定連鎖化事業者として指定する。
- ロ 特定連鎖化事業者に対するエネルギー管理統括者等の選任、中長期的な計画の作成、定期の報告及び合理化計画に係る指示・命令等の措置に係る規定を設ける。

二、建築物に係る措置等

1 第一種特定建築物

エネルギーの使用の合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの（以下「特定建築物」という。）のうち、エネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のものを第一種特定建築物とし、第一種特定建築物に係る届出をした者に対する命令の規定を設ける。

2 第二種特定建築物

第一種特定建築物以外の特定建築物（以下「第二種特定建築物」という。）の新築又は一定規模以上の増改築をしようとする者に対する届出義務並びに届出に係る定期報告及び勧告等の規定を設ける。

3 登録建築物調査機関

イ 第一種特定建築物又は第二種特定建築物に係る維持保全の状況について報告をすべき者は、当該建築物の維持保全の状況について、登録建築物調査機関が行う調査を受けることができる。

ロ 登録建築物調査機関が建築物調査をした建築物における維持保全の状況について判断の基準となるべき事項に適合していると認める旨の書面の交付を受けた者は、当該書面の交付を受けた日の属する期において、当該建築物の維持保全の状況についての報告及び勧告に係る規定は適用しない。

4 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る措置

イ 住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）は、その新築する住宅であって政令で定めるもの（以下「特定住宅」という。）につき、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

ロ 住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項並びにその新築する特定住宅の戸数が一定以上の住宅事業建築主に対する勧告及び命令等の措置に係る規定を設ける。

三、施行期日

一部を除き、一の規定は平成22年4月1日から、二の規定は平成21年4月1日から施行する。

【附帯決議】（20.5.22経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たに規制の対象となる中小事業者・建築主等に対して法改正の趣旨・内容について周知徹底を図るとともに、それらの者の実情に十分配慮し、過度な負担がかかることのないよう、可能な限り手続の簡素化等を図ること。その上で、省エネルギーの取組が不十分な事業者・建築主等に対し積極的に改善を求めるなど厳正な法運用に努めること。

二 省エネルギー対策を更に行う余地が比較的残されていると考えられる中小事業者に対して、省エネルギーに係る情報提供、省エネ診断の普及、省エネルギーを事業として推進するESCO（エスコ）事業の活用等の取組を重点的に支援すること。また、中小規模のオフィスビルや住宅についても省エネルギーの取組が進むよう、支援策の拡充を図ること。

三 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給の確保にはエネルギー政策全般にわたる取組が重要であることにかんがみ、革新的省エネルギー技術の開発等を内容とする省エネルギーフロンティア計画の達成に向けて万全を期すとともに、原子力、新エネルギー等多様なエネルギーの技術開発、導入及び利用を着実に推進すること。

四 気候変動に関する将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、すべての主要排出国が参加し世界全体としての温室効果ガスの効果的な排出削減を実現できる枠組みが構築されるよう、粘り強い外交努力を続けていくこと。

右決議する。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 石油製品に石油製品以外の物(その混和の方法が適切でないときには、当該混和により生産される石油製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)であって石油製品ごとに経済産業省令で定めるものを混和することにより石油製品の品質を調整することを「特定加工」とする。
- 2 特定加工して揮発油を生産する事業を「揮発油特定加工業」とする。
- 3 特定加工して軽油を生産する事業を「軽油特定加工業」とする。

二、登録

揮発油特定加工業又は軽油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

三、品質確認義務

1 揮発油特定加工業者の義務

- イ 揮発油特定加工業者は、生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。
- ロ 揮発油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた分析機関に対して、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認するために必要な分析を委託することができる。

2 軽油特定加工業者の義務

- イ 軽油特定加工業者は、生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該軽油が軽油規格に適合することを確認しなければならない。
- ロ 軽油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた分析機関に対して、当該軽油が軽油規格に適合することを確認するために必要な分析を委託することができる。

四、罰則

経済産業大臣の登録を受けずに揮発油特定加工業又は軽油特定加工業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(20.5.22経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定加工業者の登録制度の実施に当たっては、消費者の安全・安心を確保し、自動車事故や大気汚染の原因となるような揮発油等が販売・消費されることのないよう、特定加工に供される設備及び事業の実施体制が適切であることについて登録申請時に厳格に審査するとともに、登録後においても事業の実施状況について引き続き確認を行うよう努めること。このため、試買分析や立入検査等、法の実効性を担保するための取組を強化すること。

二 激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、不正に混和が行われた揮発油等が販売されることのないよう監視体制を強化するとともに、揮発油等の販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策の推進及び適切な指導を行うこと。

三 バイオ燃料の導入に当たっては、生産・製造から消費までのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出削減効果を十分に評価した上で、供給安定性を確保することが重要であることにかんがみ、各地で行われている自主的な地産地消の取組を支援する等、国産バイオ燃料の生産拡大のための一層の支援策を拡充すること。

また、世界的な食糧価格の高騰を踏まえ、燃料と食糧の競合問題を引き起こすことなくバイオ燃料を安定的に供給できるよう、技術開発等の一層の推進に努めること。

右決議する。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)(先議)

(参議院 20.5.12総務委員会付託 5.16本会議可決 衆議院 5.22可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消防法の一部改正に関する事項

- 1 危険物施設において発生した危険物の流出その他の事故であって火災が発生するおそれがあったものについて、当該事故の原因の調査をすることができるよう必要な権限を市町村長等に付与する。
- 2 1の調査をする市町村長等から求めがあった場合は、消防庁長官が調査をすることができる。

二、消防組織法の一部改正に関する事項

- 1 消防庁長官は、大規模な災害が一の都道府県に限られる場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し、緊急消防援助隊の出動を指示することができる。
- 2 都道府県の区域内において災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が出動したときは、都道府県に消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の措置の総合調整を行う。
- 3 都道府県知事は、2に規定する場合において、緊急消防援助隊に対し、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村以外の災害発生市町村のため、出動することを指示することができる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、一の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】(20.5.15総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、大規模地震に伴う危険物施設の事故により甚大な被害の発生が予測されることにかんがみ、危険物施設の耐震化を促進し、安全対策を一層強化すること。

また、危険物施設については、老朽化等に伴う腐食等劣化が流出事故の大きな要因となっていることから、その種類や設置環境等に応じた腐食防止・抑制対策を推進し、事故防止に努めるこ

と。

二、危険物施設における危険物の流出等の事故原因の調査については、効果的・効率的な調査を確実に実施することができるよう、事故原因調査マニュアルを整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能力や技術の向上を図ること。また、調査結果については、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、関係機関における情報共有体制を構築し、実効性のある事故防止策を講じること。

三、緊急消防援助隊については、活動規模の増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進するとともに、消防応援活動調整本部の運営や関係機関との連携など実践的な訓練を行い、指揮・連携能力の向上に一層努めること。

四、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災ヘリコプターによる災害映像伝送システムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。

また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政支援を措置すること。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の防災拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号)(先議)

(参議院 20.5.19環境委員会付託 5.23本会議可決 衆議院 6.10修正議決 参議院 6.11回付案同意)

【要旨】

本法律案は、昨年、米国で、メラミンが混入されたペットフードにより、犬・猫が相次いで死亡する事故が発生したことなどを踏まえ、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードに関する規制を行い、その安全性を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定

愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示についての基準又は成分についての規格を定め、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

二、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

有害な物質を含み、若しくは病原微生物に汚染されている愛がん動物用飼料又はこれらの疑いがある愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとする。

三、愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

一又は二により禁止の対象となる愛がん動物用飼料が販売等された場合には、農林水産大臣及び環境大臣は、廃棄、回収等必要な措置をとることを命令することができることとする。

四、その他

愛がん動物用飼料の製造業者等の届出義務、立入検査等所要の規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【衆議院修正要旨】

生物多様性基本法が本年6月6日施行され、環境基本法が改正されたことに伴い、本案附則の環境基本法改正規定中「石綿による健康被害の救済に関する法律」を「生物多様性基本法」に改めるものである。

【附帯決議】（20.5.22環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、愛がん動物用飼料の製造の方法・表示の基準、成分の規格は、事業者、民間団体及び諸外国の取組状況を踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、対象となる愛がん動物の今後の拡大についても、積極的に検討を行うこと。
 - 二、愛がん動物用飼料は、購入する消費者の多くが飼育の専門家ではないことにかんがみ、期限表示、原料及び使用添加物等、消費者のニーズに応じたわかりやすい表示となる基準を策定すること。また、偽装表示が行われないよう、市場に流通している製品の検査体制の充実に努めるとともに、偽装表示に対しては厳正に対処すること。
 - 三、規制の適用に当たっては、事業者が円滑に対応できるよう十分な周知期間を設けるとともに、事業者に対し規制の必要性や内容の周知徹底を行うこと。また、事業者に対する検査や指導等を行うための関係機関の体制整備に努めること。
 - 四、飼育者の実質的相談窓口となることが想定される動物病院や都道府県等の動物愛護関連機関との連携を密にし、安全性に関する情報の収集に努めるとともに、有害な原材料が広範囲に使われないように、関係省庁間においても情報交換等、連携に万全を期すること。
 - 五、愛がん動物に与える飼料の種類によっては、愛がん動物の健康が損なわれるおそれがあることにかんがみ、ふさわしい飼料やその与え方について飼育者への普及啓発等に努め、適正飼養を推進すること。
- 右決議する。

保険法案(閣法第65号)

(衆議院 20.4.30可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の適用範囲

共済契約にも適用範囲を拡大し、保険契約と共済契約に共通する契約ルールとして整備する。

二 傷害疾病保険

傷害疾病定額保険契約に関する規定を新設する。

三 保険契約者を保護するための規定の整備

1 契約締結時の告知についての規定の見直し

保険契約者等は、保険者から質問された事項について告知すれば足りる。

保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設する。

2 保険金の支払時期についての規定の新設

適正な保険金の支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予を保険者に認めつつ、その調査に客観的に必要な期間が経過した後は保険者が遅滞の責任を負う。

3 片面的強行規定の導入

本法律案の規定よりも保険契約者側に不利な内容の合意を無効とする。

四 責任保険における被害者の優先権

責任保険の被保険者が倒産した場合でも被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるように、被害者に、保険給付を請求する権利について特別の先取特権を付与する。

五 生命保険契約の保険金受取人の変更についての規定の整備

生命保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者であること、遺言による保険金受取人の変更が可能であることについて明文で規定する。

六 表記の現代用語化

片仮名文語体で表記されている商法の保険契約に関する規定を見直し、平仮名口語体の表記による保険契約に関する新たな法典を制定する。

七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

(20.5.29法務委員会議決)

政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 保険給付の履行期に関して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に関する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。
- 二 保険法第21条第1項、第52条第1項及び第81条第1項における「相当の期間」に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあつては30日、生命保険契約にあつては5日、傷害疾病定額保険にあつては30日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと。
- 三 重大事由による解除（保険法第30条第3号、第57条第3号及び第86条第3号）に関しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たっては、第30条第1号若しくは第2号等に匹敵する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。
- 四 約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないように、約款の作成又は認可に当たり十分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たっては、恣意的に運用されることがないように、指針をより明確にすること。
- 五 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。
- 六 告知に関する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。
- 七 保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であつて、組織法や監督法

の一元化を図るものではないことを確認すること。
右決議する。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第66号)
(衆議院 20.4.30可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

【附帯決議】(20.5.29法務委員会議決)

保険法案(閣法第65号)と同一内容の附帯決議が行われている。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)
(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.7厚生労働委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 業務管理体制の整備に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、法令遵守等に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。その整備に関する事項について、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(2及び3において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
- 2 厚生労働大臣等は、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、介護サービス事業者に対し、報告等を命ずるとともに、当該職員に事業所等に立入検査をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣等は、介護サービス事業者が適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができ、介護サービス事業者がその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

二 介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権の創設に関する事項

都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該職員に介護サービス事業者の指定等に係る事業所に加えて、当該介護サービス事業者の事務所その他事業等に関係のある場所にも立入検査をさせることができる。

三 不正事業者による処分逃れ対策に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、都道府県知事等に届け出なければならない。
- 2 偽りその他不正の行為により支払を受けた介護サービス事業者に対する返還金及び加算金を徴収金とする。

四 指定及び更新の欠格事由の見直しに関する事項

- 1 介護サービス事業者の指定等に係る欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者が指定等を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき及び申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に事業等の廃止の届出をした者で、当該届出の日か

ら起算して5年を経過しないものであるときを追加する。

- 2 過去5年以内に指定等の取消しの処分を受けた介護サービス事業者であっても、当該処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護サービス事業者による一の1の業務管理体制の整備についての取組の状況等を考慮して、指定等の取消に該当しないこととすることが相当であると認められるときは、都道府県知事等は、当該介護サービス事業者等の指定等を行うことができる。

五 事業廃止時におけるサービスの確保に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、事業等の廃止又は休止の届出をしたときは、当該介護サービス事業者が提供するサービスを受けていた者であって、引き続き当該指定居宅サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 2 都道府県知事等は、介護サービス事業者による1の便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者及び当該関係者に対する助言等を行うことができ、厚生労働大臣は、都道府県知事相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者に対する都道府県の区域を越えた広域的な見地からの助言等を行うことができる。
- 3 都道府県知事等は、介護サービス事業者が1の便宜の提供を適正に行っていないと認めるときは、当該便宜の提供を適正に行うべきことを勧告することができ、当該介護サービス事業者が、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（20.5.20厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、業務管理体制の整備の義務付けに当たっては、指導監督体制の充実強化に努めるとともに、介護サービス事業者にとって過度の負担増が生じないように配慮すること。
- 二、今回の法改正に基づく厚生労働省令等の制定・改正に当たっては、介護サービスの利用者、介護サービス事業者等関係者の意見を十分に聴く機会を設けること。
- 三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。
なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。
- 四、介護保険料の算定については、税制等の制度改正が高齢者世帯へ与える影響を十分踏まえ対応すること。
- 五、今後の介護保険制度の在り方については、国民の老後生活における介護の不安に応えるセーフティネットとして機能するよう、介護報酬の引上げによる保険料の急激な上昇を防ぐための方策を含め、十分な検討を加えること。
右決議する。

少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 20.6.3修正議決 参議院 6.4法務委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被害者等による少年審判の傍聴

- 1 家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況等を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、審判の傍聴を許すことができる。
- 2 家庭裁判所は、1の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、適当と認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

二、被害者等による記録の閲覧及び謄写

少年保護事件の被害者等については、原則としてその保管する当該保護事件の記録(家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成・収集したものを除く。)の閲覧又は謄写を認める。

三、被害者等の申出による意見の聴取

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を、第9条の2に規定する意見の聴取の対象者とする。

四、成人の刑事事件

成人の刑事事件に関し、少年法第37条第1項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査又は審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第38条を削除する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、少年審判の傍聴の許否の判断基準の明確化及び配慮規定の追加、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等について修正が行われた。

【附帯決議】(20.6.10法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の基本理念を十分に尊重しつつ、今後とも少年の健全な育成という少年法の目的が確実に達成されるよう努めること。
- 二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることがないように、広めの審判廷の使用、座席配置の工夫等適切な審判廷の在り方について検討の上周知すること。
- 三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、犯罪被害者等からの要望等を勘案しつつその利点及び問題点を検証し、幅広い検討を行うこと。
- 四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者の

プライバシーに深くかかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても、少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意する旨周知すること。

- 五 犯罪被害者等による少年審判の傍聴や犯罪被害者等への少年審判の状況の説明の適切かつ円滑な実施等のために、家庭裁判所がその責務を十分に担えるよう、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の増員、広い審判廷の確保その他の必要な人的・物的体制の整備・拡充に努めること。
- 六 少年審判手続における犯罪被害者等への配慮に関する制度の在り方についての検討に資するため、関係省庁は、国会に対し、本法に基づく犯罪被害者等による審判の傍聴、記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等への審判の状況の説明等の実施状況等について、適時、積極的に情報提供をすること。
- 七 犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、関係機関は連携して、幅広い分野における支援・救済措置の充実に努めること。
右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第69号) (衆議院 継続審査)

【要旨】

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等、施策の充実強化を図ろうとするものである。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第70号) (衆議院 20.5.29可決 参議院 5.30経済産業委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の訪問販売等における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るために必要な措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、特定商取引に関する法律の一部改正

1 指定商品・指定役務の見直し

訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売について、規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、他の法律の規定によって購入者等の利益を保護することができるもの等を除き、原則すべての商品及び役務を規制対象とする。

2 訪問販売に係る勧誘規制の充実

販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)は、訪問販売をするとき、契約を締結しない旨の意思を表示した者へ当該契約について勧誘をしてはならない。

3 訪問販売に係る過量販売契約の撤回等

訪問販売に係る日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込者等は、その申込みの撤回等を行うことができる。

4 承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止

販売業者等又は電子メール広告受託者は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、電子メール広告をしてはならない。

5 通信販売に係る契約の解除等

通信販売における購入者等は、売買契約の申込みの撤回等についての特約を広告に表示して

いた場合を除き、その契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して8日間は、その契約の申込みの撤回等を行うことができる。

6 訪問販売協会の自主規制の強化

訪問販売協会は、その定款において、社員がこの法律の規定に違反する行為をした場合等に、当該社員に対し、過怠金の賦課や除名等を行う旨を定めなければならない。

二、割賦販売法の一部改正

1 定義の変更

「割賦購入あっせん」を「包括信用購入あっせん」及び「個別信用購入あっせん」とし、新たに2月以上の1回払い及び2回払いを規制対象とする。

2 指定商品・指定役務の見直し

包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんの規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、原則すべての商品及び役務を規制対象とする。

3 支払可能見込額の調査

包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者は、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用し、カード等の利用者又は購入者等の支払可能見込額を算定するために必要な事項を調査するとともに、カード等の極度額が支払可能見込額及び平均支払期間を勘案して算出した額を超えるとき又は購入者等の年間支払額が支払可能見込額を超えるときは、当該カード等の交付等又は当該個別信用購入あっせん関係受領契約の締結をしてはならない。

4 個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査

個別信用購入あっせん業者は、訪問販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、販売業者等による契約の締結の勧誘時における不実のことを告げる行為等の有無に関する事項を調査しなければならない。販売業者等が当該行為等をしたと認めるときは、当該勧誘の相手方と、個別信用購入あっせん関係受領契約を締結してはならない。

5 個別信用購入あっせん関係受領契約の取消し等

購入者等は、個別信用購入あっせん関係販売業者等が訪問販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であると誤認したとき等は、当該個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み等の意思表示を取り消すことができる。この場合において、購入者等が個別信用購入あっせん業者に対して金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる。

6 個別信用購入あっせん業者の登録

個別信用購入あっせんは、登録を受けた法人でなければ、業として営んではならない。

7 指定信用情報機関

経済産業大臣は、要件を備える者を特定信用情報提供等業務を行う者として指定することができる。

8 クレジットカード番号等の適切な管理等

包括信用購入あっせん業者等は、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 認定割賦販売協会

経済産業大臣は、割賦販売業者等が設立した一般社団法人であって、一定の要件に該当すると認められるものを、割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定等の業務を行う者として認定することができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日等から施行する。

【附帯決議】（20.6.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 規制の対象となる商品・役務について政令指定方式から原則適用方式へ転換し、消費者被害の後追いから脱却するという法改正の趣旨にのっとり、適用除外を定めるに当たっては、消費者保護の観点から規制のすき間が生じないようにすること。また、改正法の施行状況を十分に監視し、新たな被害の発生及び拡大の防止のための迅速な措置を講じられるよう、適用除外の範囲について適宜適切に見直しを行うこと。
- 二 訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約の解除等については、消費者被害の防止と救済の実効性及び事業者の予見可能性を確保するため、ガイドライン等を用意すること。
また、支払可能見込額の調査に際しては、利用者の個人情報の収集を必要かつ十分な最小限のものにとどめるとともに、その管理に万全を期すよう指導すること。なお、健全な取引を行っている事業者に過度な負担を与えないことや個人情報の保護等に十分配慮しつつ、業態を越えた信用情報の相互利用の推進など実効的な過剰与信の防止を図るための措置を検討すること。
- 三 認定割賦販売協会、訪問販売協会等による自主規制機能を強化するに当たり、当該組織の透明性及び規制の実効性が確保されるよう加盟店管理や被害者救済等に係る制度の整備を促し、悪質業者の排除等業界全体の一層の健全化に向けた取組を支援すること。
- 四 消費者被害の未然防止及び救済のためには、消費者行政の第一線において消費者からの相談、苦情処理及び紛争解決、消費者に対する情報提供、啓発及び消費者教育を担う、地方自治体の消費生活センター及び独立行政法人国民生活センターの機能の充実・強化が重要であることにかんがみ、それに要する予算及び人員確保を国の責任において措置すること。
また、法改正の実効性を上げるため、関係省庁、地方自治体、警察、消費者団体等との緊密な連携体制を一層整備するとともに、地域における法の執行体制の充実・強化のための措置を講じること。
- 五 近年、商品、役務、取引形態等の多様化及び複雑化に伴い消費者トラブルも複雑化、広域化している現状を踏まえ、店舗におけるクレジット取引、インターネット取引、マルチ商法等をめぐる課題への対処を含め、政府全体として、消費者被害防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。
右決議する。

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.5国土交通委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、空港整備法の一部改正

- 1 法律の題名を「空港法」に改めるとともに、目的に、我が国の国際競争力の強化及び地域の活力の向上に寄与することを追加する。
- 2 国土交通大臣は、空港の整備及び運営に関する基本的な事項等について、空港の設置及び管

理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 3 現行の第一種空港、第二種空港及び第三種空港としていた空港の区分制度を見直し、各空港の果たしている機能や役割に応じて、空港の設置管理者及び工事費用の負担割合等を定めるものとする。
- 4 空港管理者は、空港が提供するサービスの内容に関する事項等について空港供用規程を定め、適切な方法により公表しなければならないものとする。
- 5 国土交通大臣は、基本方針に従って空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。）を行う能力を十分に有すると認められる者を、その申請により、空港ごとに国が管理する各空港において空港機能施設事業を行う者として指定することができるものとする。
- 6 国は、東京国際空港緊急整備事業（東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。）の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

二、航空法の一部改正

空港の設置者は、空港の保安を確保するために自らが遵守すべき、管理の方針、体制及び方法について必要な事項を記載した空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならず、国土交通大臣は、当該空港保安管理規程に必要な事項が記載されていないと認めるときは、当該空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとする。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

四、政府は、平成20年度中に、我が国の開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に関し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置等について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（20.6.10国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、空港の運営、管理については、効果的かつ効率的に、透明性を持って行われるよう所要の措置を講じること。その際、空港ごとの収支について明確にすること。また、高カテゴリー化による就航率の向上やバリアフリー対策の推進、アクセス機能の改善等により、地域の観光や産業振興に十分な効果が発揮されるよう努めるとともに、協議会での協議等においては、航空運送事業者に対する規制強化とならないよう留意し、空港の利用者利便の向上が図られるよう努めること。

航空の安全確保の観点からは、航空機搭乗に係る保安検査の充実等安全運航の確保に努めるとともに、空港及び航空の保安に関する一体的な制度の検討を行うこと。

二、我が国の国際競争力強化のため、首都圏空港については、整備を着実に実施するとともに、関西三空港については、今後の位置付けを明確化し、その相乗効果が発揮できるよう努めること。また、東京国際空港の整備拡張等に伴い発着枠が増加されることにかんがみ、航空機の効率的な運航を確保するため、首都圏の空域の返還と再編が早期に、かつ国益に資する形で行われるよう、関係国、関係箇所との交渉に鋭意努めること。

三、旧空港整備特別会計の不適切な使用実態が明るみにされたことにかんがみ、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定について、その在り方の適正化及び透明化を図ること。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 20.4.25修正議決 参議院 5.21環境委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、京都議定書における我が国の温室効果ガスの排出量の6%削減という国際約束を確実に履行するため、特に温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を抜本的に強化するため、国内における排出削減対策の追加的措置や第一約束期間以降を見据えた排出削減のための基盤整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることとする。
- 二、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取組に寄与する措置を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣は、排出抑制等指針を策定・公表することとする。
- 三、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位の算定・報告の仕組みへと変更する。
- 四、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能とする。
- 五、クリーン開発メカニズム(CDM)事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補填義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることとする。
- 六、この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする事、政府は、温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする事等の修正が行われた。

【附帯決議】(20.6.5環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、排出抑制等指針の策定に当たっては、京都議定書の削減約束を国内対策を中心として確実に達成し、さらに長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するために十分に有効な内容のものとする事。
- 二、地方公共団体実行計画の拡充に際して、特例市未滿の市町村における温暖化防止の取組が後退することのないよう配慮するとともに、市町村が行う脱温暖化の地域づくりの取組に必要な支援を行う事。また、市町村における温室効果ガスの排出量等の情報について、その精度の向上に努める事。
- 三、事業所の温室効果ガス排出量について、地方自治体の条例に基づいて開示したにもかかわらず国の制度で非開示としたものもある事にかんがみ、算定・報告・公表制度における権利利益保護請求の取扱いについては、地方の実情把握に努めるとともに、適切かつ合理的な運用が図られるよう努める事。
- 四、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行う事。
- 五、家庭、業務部門における二酸化炭素排出量削減の必要性にかんがみ、家庭、オフィス、事業所

における二酸化炭素排出量の少ない日常生活用製品等の普及促進と啓もうを図るために、省エネ効果の高い家電製品等への買換えが消費者にとってメリットが感じられるような新たな省エネ促進のスキームの構築の推進に努めること。

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

七、温室効果ガスの排出を大幅に削減していくためには、低炭素社会へと確実に転換していかねばならないことから、生産の仕組み、ライフスタイル、都市や交通の在り方などあらゆる制度を根本から見直す検討を進めるとともに、温暖化対策における環境・エネルギー分野の技術革新の重要性にかんがみ、その研究技術開発とその普及を強力に進めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講じようとするものである。

国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)

(衆議院 20.5.29修正議決 参議院 5.30内閣委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国家公務員一人一人がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

1 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (一) 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- (二) 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- (三) 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- (四) 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- (五) 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- (六) 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること。

(七) 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

2 国は、1の基本理念にのっとり国家公務員制度改革を推進する責務を有する。

3 政府は、二の基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、職員の職務の特殊性に十分に配慮しつつ、この法律の施行後5年以内を目途として講ずるものとする。また、必要となる法制上の措置については、施行後3年以内を目途として講ずるものとする。

二、国家公務員制度改革の基本方針

1 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすため、内閣官房に国家戦略スタッフを、各府省に政務スタッフを置く等の措置を講ずるものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、幹部職員の任用について内閣官房長官が適格性の審査及び候補者名簿の作成を行う等の措置を講ずるものとする。

3 政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確なものとし、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他の管理及びその情報の適切な公開に必要な措置等を講ずるものとする。

4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、幹部職員等の定数の設定及び改定、並びに2に規定する適格性の審査及び候補者名簿の作成等の事務を内閣官房において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。

5 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、現行の採用試験を抜本的に見直し、新たな試験を設ける等の措置を講ずるものとする。

6 政府は、幹部候補育成課程を整備し、幹部職員等に関しては、その職責を担うにふさわしい能力を有する人材を確保するための措置を講ずるものとする。なお、幹部候補育成課程の整備に当たっては、課程対象者の管理職員への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

7 政府は、現行の制度を抜本的に見直し、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるための措置を講ずるものとする。

8 政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するための措置を講ずるものとする。

9 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、職業倫理を人事評価の基準とする等の措置を講ずるものとする。

10 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与等の見直し、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること等の措置を講ずるものとする。

11 政府は、内閣官房に4の事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置について、一の3にかかわらずこの法律の施行後1年以内を目途として講ずるものとする。

12 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

三、国家公務員制度改革推進本部

国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、国家公務員制度改革の推進に関する企画立案及び総合調整並びに国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関する事務をつかさどる国家公務員制度改革推進本部を置く。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、三に掲げる事項は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、二の12の国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討する。検討に関する事務は、国家公務員制度改革推進本部がつかさどる。

なお、本法律案は、衆議院において、基本理念について、男女共同参画社会の形成に資することを追加すること、基本方針について、政治主導を強化する旨を明記すること、幹部職員の任用における適格性の審査及び候補者名簿の作成を内閣官房長官が行うこと、幹部職員等の定数の設定及び改定等を追加すること、職員の国会議員との接触に関する記録の作成等及びその情報の適切な公開のために必要な措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改めることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（20.6.5内閣委員会議決）

政府は、行政の運営を担う国家公務員一人一人の職員がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革を推進するに当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、国家公務員制度改革の基本理念に、「男女共同参画社会の形成に資する」ことを加えたことを念頭に置き、今後、所要の措置を講ずること。
- 二、政治主導を強化するという本法案の趣旨にかんがみ、国家戦略スタッフ及び政務スタッフについては相当数の人材を登用し得るように制度設計するとともに、内閣官房副長官、内閣官房副長官補、内閣総理大臣補佐官等の増員についても検討すること。
- 三、職員、特に幹部職員及び管理職員の任用については、縦割り行政の弊害を排除し、国際社会の中で国益を全うできる人材を確保するため、内閣の人事管理機能を強化し、公募等も活用し、行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努めること。
- 四、幹部職員の任用及び評価に当たっては、本法案の趣旨を踏まえ、任命権者である大臣並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官が密接に協議して行うよう努めること。
- 五、内閣の一元的人事管理機能の強化のための内閣官房への他の行政機関の機能の移管に当たっては、その機能を実効的に発揮させるよう十分に配慮すること。その際、人事院が人事行政に関し担ってきた役割を念頭に置き、人事行政の中立公正性の確保に努めなければならないこと。
- 六、職員が国会議員と接触した場合の記録の作成、保存その他の管理及びその情報の公開に当たっては、接触内容の性質に応じた適切な記録の作成、保存、公開等の基準を定め、本制度が実質的に有効かつ円滑に機能し、国民に開かれた公正かつ民主的な行政の推進に資するよう制度を設計すること。
- 七、キャリアシステムの廃止が法制定の目的であることを踏まえ、職員の人事管理が採用試験の種類にとらわれてはならない旨の規定を完全に実施するよう最大限の努力を行うこと。
- 八、幹部候補育成課程の整備及び運用に当たっては、同課程が現行キャリア制の追認的制度とならないよう配慮し、特にその期間、内容等が硬直的なものとならないよう留意すること。また、公務員が憲法第15条第2項に規定する全体の奉仕者であることを踏まえ、課程対象者に特権的意識を持たせるものとならないよう研修等において十分配慮しなければならないこと。

- 九、官民人材交流の推進等の措置を講ずるに当たっては、公務員が全体の奉仕者であることを踏まえ、その公正性及び手続きの透明性を確保するよう努めなければならないこと。
- 十、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保するための措置を講ずるに当たっては、海外における滞在経験あるいは生活経験のみを評価することなく、幅広い視野と長期的な視点を持つ人材を確保し、育成するよう努めること。
- 十一、人事評価に当たっては、所属する各府省間あるいは部門間によって不均衡が生じないように、できる限り公平に行うこと。
- また、守秘義務違反等に対する懲戒処分の適正かつ厳正な実施に当たっては、公益通報者保護法の趣旨を念頭に置き、行政内部に不祥事が隠べいされないよう十分配慮すること。
- 十二、職員に対する各府省の再就職あっせんを行わなくすることに併せ、定年の引上げ、再任用制度の活用の拡大等、勤務環境を早急に整備すること。とりわけ、定年の65歳への段階的な引上げについては早急に検討を進め、法制上の措置を講ずること。
- 十三、国民の理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するに当たっては、本法第4条の規定に則りこれを行うこと。
- 十四、国家公務員制度改革推進本部の事務局長その他の事務局体制を整備するに当たっては、民間人登用を含め公務内外の人事管理制度に関し識見を有する人材の配置に努めること。
- 十五、縦割り行政の弊害を排除するため、各省設置法の体系を見直し、行政組織編成を弾力的に行い得る制度について検討を行うこと。
- 右決議する。

行政不服審査法案(閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案(閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における校正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとするものである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号)
(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

本院議員提出法律案

揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

道路特定財源の暫定税率(国税・地方税)の期限を延長する措置を講じないとともに、道路特定財源の一般財源化、地方道路整備臨時交付金の改正(揮発油税収を社会資本整備事業特別会計へ直入する割合を1/4から1/2に引上げ)、国直轄事業の地方負担金を廃止すること等を定めるものである。

所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)のうち、道路特定財源の暫定税率及び参第3号に係る措置を除いて、政府案と同様の改正を行うものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

平成20年3月31日に期限を迎える租税特別措置のうち、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な7項目(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税、土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減など)について、延長等の措置を講ずるものである。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒の保護者に高等学校等就学支援金を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図ろうとするものである。

標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、検定教科用図書等の発行者に対し、文部科学大臣が指定する種目の検定教科用図書等に係る標準教科用拡大図書の発行と、その電磁的記録の文部科学大臣への提供を義務付けるとともに、発行準備に要する費用を補助しようとするものである。

小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、小中学校の通常学級に在籍する視覚障害を有する児童生徒が使用する教科用拡大図書等の無償措置と、高等学校に在学する視覚障害を有する生徒が使用する教科用拡大図書等の購入に対する援助措置を講じようとするものである。

特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特別支援学校高等部専攻科の生徒に対し、教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費及び学校附設の寄宿舎居住に伴う経費を援助するとともに、視覚障害を有する専攻科生徒に対し、音声により教科用図書の内容を学習するための教材購入費を援助しようとするものである。

揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)

(参議院 20.4.4財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

平成20年3月31日限りで揮発油税等の暫定税率が廃止されることとなる場合において、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から対象揮発油又は対象軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、対象揮発油又は対象軽油の現品の移動を伴わないようにすること等を基本として、暫定税率廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けるものである。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)

(参議院 20.4.4財政金融委員会付託 5.23本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の目的

租税特別措置(租税特別措置法で設けられる国税に関する特例全般)に関し、基本理念、国の責務等、適用実態調査及び正当性の検証(租税特別措置について、相当性・有効性・公平性といった正当性に関する事項を確認すること。)等について定め、整理合理化を推進し、もって「公平・透明・納得」の税制の確立に寄与することを目的とする。

二 基本理念

- 1 租税特別措置については、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、その適用実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われる。
- 2 租税特別措置の新設・変更は、できる限り合理的な推計が行われ、正当性について十分に検討された上で、行われる。

三 国の責務・納税者の責務

国は、租税特別措置の整理合理化を推進する責務を有するとともに、納税者は、適用実態調査に協力しなければならない。

四 適用実態調査

財務大臣は、租税特別措置ごとに、納税者に増減額明細書の添付を求める等の方法により、適用実態調査を行い、毎会計年度終了後7月以内に、正当性に関する事項についての財務大臣の意見を付けて、次に掲げる事項を記載した報告書を国会に提出しなければならない。

- 1 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差
- 2 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差
- 3 租税特別措置ごとに作成した統計
- 4 法人税減免措置（法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置）の適用を受ける法人等の名称、減免額等

五 適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討

財務大臣は、適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理合理化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

六 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査

会計検査院は、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査を行い、その検査方針、検査結果、所見等を国会に提出される検査報告書に掲載する。

七 事後評価等における正当性の検証の実施等

行政機関は、租税特別措置に係る政策について事後評価を継続的に行い、その際には、租税特別措置の正当性の検証が行われなければならない。この正当性の検証の結果は、国会に提出される報告書に記載しなければならない。

八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 適用実態調査・国会への報告は、平成20年度分から適用する。
- 3 平成20年度については、特例として、上半期分の法人税減免措置につき、適用数及び減収額の集計並びに統計の作成を行い、平成21年1月31日までに、これらを記載した報告書を国会に提出しなければならない。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

現に特定保険業（改正保険業法の規定の適用を受ける保険の引受けを行う事業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの）を行っている者が引き続き特定保険業を行うことができる期間等を1年間延長するものである。

財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(参第11号)

(参議院 20.5.20文教科学委員会付託 5.28本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にありその十分な保障が困難な市町村における義務教育に関し、国の責任において適切な教育環境を確保するための制度を創設するものであり、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものを緊急の措置として一定期間国に移管する制度（以下「義務教育関係事務の緊急移管制度」という。）を創設し、平成21年度から実施するものとする。
- 二、義務教育関係事務の緊急移管制度は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、総務大臣の同意を得た財政再生計画を定めている市町村について、総務大臣及び文部科学大臣が指定する期間、適用されるものとする。
- 三、義務教育関係事務の緊急移管制度の内容は、次に掲げる事項を基本として定められるものとする。
 - 1 義務教育関係事務の緊急移管制度の適用を受ける市町村（以下「適用市町村」という。）の義務教育関係事務は、その適用を受ける期間（以下「適用期間」という。）中、文部科学大臣が処理すること。
 - 2 義務教育関係事務の緊急移管制度の適用を受けることとなる際に適用市町村が設置している小学校及び中学校は、適用期間中、国が設置する学校となること。
 - 3 2の場合において、当該小学校及び中学校の教職員は、適用期間中、国家公務員の身分を有すること。
- 四、国に移管された義務教育関係事務の処理は、適用市町村が財政再生団体となる前の小学校及び中学校に係る教育環境を確保することを基本としつつ、適用市町村の住民の意向に配慮し、かつ、適用市町村をめぐる社会情勢の変化に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 五、適用市町村は、国に移管された義務教育関係事務が本来適用市町村において処理されるべきものであること及び将来適用市町村に再び移管されるものであることを踏まえ、その処理について必要な協力を行わなければならないものとする。
- 六、この法律は、公布の日から施行すること。

民法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とする等の措置を講じようとするものである。

子ども手当法案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6,000円の子ども手当を支給しようとするものである。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 20.6.3撤回)

【要旨】

本法律案は、石綿健康被害者及びその遺族に対する救済の充実を図るため認定申請前の治療に要した費用の支給、施行日以後に認定申請をせずに死亡した者への特別遺族弔慰金等の支給等の措置

を講じるもので、同名・同趣旨の法案が衆議院において委員長提出されたため撤回された。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃の乱射事件を始めとする、猟銃を使用した犯罪及び猟銃に起因する事故の実情にかんがみ、猟銃等の所持の許可及び許可の取消しに係る要件及び手続を整備するとともに、猟銃に適合する実包の所持の状況の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合について、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じようとするものである。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(参第17号)

(参議院 20.5.28厚生労働委員会付託 6.6本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度(高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度(後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転助助成事業をいう。以下同じ。)等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。)を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等

- 一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとする。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとする。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとする。

第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。）に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費（被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。）の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とするものとする。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならばその算定の際に乗すべき割合を乗じて得た額を基本とするものとする。
- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばよるべき方法によるものとする。

第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするため、これらの措置の内容の周知徹底を図る等万全の措置を講ずるものとする。

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

学校安全対策基本法案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、学校安全対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を明らかにするとともに、学校安全対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第19号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針等を策定し、学校教育に関連する予算の確保及び充実の目標を定めること等を通じてその着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(参第20号)

(参議院 20.5.29内閣委員長提出 5.30本会議可決 衆議院 6.5可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び研究開発法人等の責務等を明らかにするとともに、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項等を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進は、研究開発機関及び研究者等がその研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができるようにすることにより、科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図ることを旨として行わなければならない。また、その際、科学技術基本法に規定する科学技術の振興に関する方針にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮しなければならない。

二、国、地方公共団体、研究開発法人等の責務

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、国は総合的な施策を、地方公共団体は国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策をそれぞれ策定・実施する責務を有する。また、研究開発法人等は、その研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に努める。

三、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項

- 1 国は、研究開発等の推進を支える基盤を強化するため、科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の人事交流及び国際交流の促進等に必要な措置を講ずる。また、研究開発法人は、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を作成しなければならない。
- 2 国は、競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争の促進を図る。
- 3 国は、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行い、研究開発法人等の研究開発能力の強化のために必要な措置を講じるとともに、研究開発等の適切な評価等を行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進する。
- 4 国は、研究開発施設等の共用の促進、研究開発の成果の実用化を不当に阻害する要因を解消するための措置を講じ、研究開発成果の普及・実用化を促進する。
- 5 国は、研究開発システム及び国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるため、研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、その他

- 1 研究交流促進法を廃止する。
- 2 法施行後3年以内に、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえて見直しを行う。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 20.6.3法務委員長提出 6.4本会議可決 衆議院 6.10可決)

【要旨】

本法律案は、現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにするため、その審判に係る要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改正

性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者に関する要件のうち、「現に子がいないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改める。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

歯の健康の保持の推進に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

歯の健康の保持が高齢者をはじめとする国民の健康と質の高い生活を確保するために重要であり、かつ、歯の健康が日常生活における適切な処置等により保持することができるものであることにかんがみ、国民保健の向上に寄与するため、歯の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯の健康の保持の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができることとしようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度(いわゆるオーナー課税制度)について、これを廃止するものである。

地球温暖化対策基本法案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、温室効果ガスの2020年までに25%の削減、2050年より早い時期に60%超の削減目標を定め、この目標を達成するために国内排出量取引制度の創設等の基本的施策を講じようとするものである。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参第26号)

(参議院 20.6.5文教科学委員長提出 6.6本会議可決 衆議院 6.10可決)

【要旨】

本法律案は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、教科用拡大図書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置付け、その普及の促進等を図り、児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、教科用特定図書等の普及の促進等のため、必要な措置を講じなければならないこととするとともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めること。
- 二、教科書発行者は、発行する検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣等に提供しなければならないこととし、その電磁的記録は、教科用特定図書等を発行する者に対して提供することができること。
- 三、文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準的な規格を定め、公表するとともに、教科書発行者は、文部科学大臣が指定した種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に努めること。
- 四、国は、教科書発行者による電磁的記録の提供方法等に関し、助言その他必要な援助を行うとともに、発達障害等のため通常の文字や図形等の認識が困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実を図るための調査研究等を推進すること。
- 五、小中学校及び高等学校において、視覚障害等の児童生徒が、採択された検定教科用図書等に代えて、教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をするとともに、国及び地方公共団体は、教科用特定図書等の発行に関する情報の収集・提供その他必要な措置を講ずること。
- 六、国は、小中学校に在学する視覚障害等の児童生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を小中学校の設置者に無償給付し、設置者は、各学校の校長を通じてこれらの児童生徒に給与すること。
- 七、標準教科用特定図書等の円滑な発行を確保するため、その需要数を教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、文部科学大臣は発行者に通知をするものとする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成21年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用すること。
- 九、国は、高等学校に在学する障害を有する生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方及び特別支援学校に就学する児童生徒への援助の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用(三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。)には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(第168回国会参第3号)

(参議院 第168回国会19.12.26厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

障害者自立支援法の施行により増大した障害者又は障害児の保護者の経済的負担を軽減し、かつ、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を図るため、当分の間、障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障害者等の負担能力に応じたものとするとともに、国及び地方公共団体が指定障害福祉サービス事業者等に対し必要があると認めるときは財政上及び金融上の支援等を行うとするものである。

特定肝炎対策緊急措置法案(第168回国会参第4号)

(参議院 第168回国会19.11.30厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

ウイルス性肝炎のうちB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあること並びにB型肝炎及びC型肝炎について重度の疾病への進展を防ぐことのできる有効な治療の方法が存在するにもかかわらず患者の経済的負担が過重であるために当該治療が十分に行われていないことにかんがみ、B型肝炎及びC型肝炎の対策に関し緊急に講ずべき措置として、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとするものである。

農業者戸別所得補償法案(第168回国会参第6号)

(参議院 第168回国会19.11.9本会議可決 衆議院 20.5.9否決)

【要旨】

本法律案は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他この法律の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいうこととする。

二、生産数量の目標

国、都道府県及び市町村は、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するとともに、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないこととする。

三、農業者戸別所得補償金

1 販売農業者の所得を補償するための交付金の交付

イ 国は、毎年度、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するための交付金を交付することとする。

ロ 販売農業者は、販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいうこととする。

ハ 交付金額は、主要農産物の種類別に標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本と

して定めた面積単価に、販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積を乗じて得た金額とすることとする。この場合において、交付金の額の算定については、当該主要農産物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産の要素を加味することとする。

2 農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付

国は、毎年度、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域における生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付することとする。

四、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行することとする。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (第168回国会参第7号)

(参議院 第168回国会19.12.12本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節(移行期間中の銀行法等の特例等)及び第9章第3節(移行期間中の保険業法等の特例等)の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第168回国会参第10号)

(参議院 第168回国会19.12.26法務委員会付託 20.6.4本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

- 1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を、同時に、同一の方法により2以上の記録媒体に記録しなければならない。
- 2 1により記録をした記録媒体の1については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者

の面前において封印をしなければならない。

3 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができない。

4 被疑者の弁解についても、同様とする。

二、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

三、その他

1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならない。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(第168回国会参第11号)

(参議院 第168回国会19.12.26環境委員会付託 20.5.23本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、現行の土壌汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壌汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壌汚染状況調査の対象とすることとする。

二、土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。

三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

四、罰則その他所要の規定を設けることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第168回国会参第13号)

(参議院 第168回国会20.1.11本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意(以下「抗争停止合意」という。)の形成の支援等の措置を講ずるものとする。

二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。

三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。

五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとする。

六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、活動を実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等の規模等を定める。

七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。

九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じなければならない。

十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九又は十による措置を待つものとする。

十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入っ

た者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。

十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。

十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする。

十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについて、検討するものとする。

十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討するものとする。

十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 3.31総務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二、地方税法における非課税等特別措置の一部の暫定的な延長

平成20年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成20年5月31日まで延長する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、2を除き、平成20年4月1日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 3.31財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成20年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、租税特別措置の一部の期限の暫定的な延長

租税特別措置法における平成20年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、暫定的に同年5月31日まで延長する。

- 1 所得税・法人税
特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)において経理された預金等の利子の非課税
外国金融機関等の債券現先取引(レポ取引)に係る利子の課税の特例
- 2 登録免許税
土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減等
- 3 酒税
入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- 4 たばこ税
入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- 5 揮発油税・地方道路税

特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税

6 石油石炭税

特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税

二、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、二2については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 4.17議院運営委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、特殊法人等の出版物の納入義務に関する規定の整備

1 株式会社日本政策金融公庫が設立されることに伴い、同公庫に出版物の納入義務を課すとともに、国際協力銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

2 商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫に転換することに伴う所要の規定の整理を行う。

3 日本政策投資銀行が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

4 地方公営企業等金融機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課すとともに、公営企業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

5 日本年金機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課す。

二、施行期日

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、地方公営企業等金融機構に係る部分は公布の日から、日本年金機構に係る部分は日本年金機構法の施行の日から施行する。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆第16号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.7厚生労働委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

宇宙基本法案(衆第17号)

(衆議院 20.5.13可決 参議院 5.14内閣委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに

宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

- 1 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。
- 2 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心な社会の形成、人間に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。
- 3 宇宙開発利用は、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。
- 4 宇宙開発利用は、先端的な宇宙開発利用の推進等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。
- 5 宇宙開発利用は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。
- 6 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

二、基本的施策

- 1 国は、国民生活の向上等に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク等の整備の推進その他の必要な施策、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するために必要な施策及び人工衛星等の自立的な打上げ等に必要の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進するために必要な施策、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図るために必要な施策、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策並びに国際協力を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるとともに、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする。
- 4 国は、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 5 国は、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

三、宇宙基本計画

- 1 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針、宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等について定める宇宙基本計画を作成しなければならない。
- 2 宇宙基本計画に定める施策について、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとし、目標の達成状況を適時調査し、必要があると認めるときは、宇宙基本計画を変更しなければならない。

四、宇宙開発戦略本部

宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置き、本部に関する事務は、内閣官房において処理する。

五、宇宙活動に関する法制の整備

政府は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後1年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。
- 3 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(20.5.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。
また、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のため、必要な施策を講じるに当たっては、情報の透明性を可能な限り確保し、宇宙開発利用に伴い生じた成果を十分に国民に伝え広める体制を整備するよう努めること。
- 二、内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。
- 三、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。
また、その組織の長には特定の省益にとらわれない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をすることなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に関係する機関、あるいは宇宙開発利用に携わる民間企業から幅広く登用するよう努めること。
- 四、本法の施行後1年を目途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講じること。
また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係省庁と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。
- 五、独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後1年を目途に検討すること。
その他の宇宙開発利用に関係する機関の統合等についても、本法の施行後1年を目途に検討すること。
なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部との関係において、その在り方について検討すること。
- 六、本法の施行後2年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。
右決議する。

生物多様性基本法案(衆第19号)

(衆議院 20.5.22可決 参議院 5.23環境委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿って、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体について、各々の責務を明らかにする。

二、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

また、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないものとする。

三、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生物多様性国家戦略」を環境基本計画を基本として定めなければならないものとする。

また、都道府県及び市町村は、この「生物多様性国家戦略」を基本として、単独若しくは共同して、「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならないものとする。

四、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要な措置を講ずるものとする。

五、政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六、この法律は、公布の日から施行する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.9環境委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現行法における認定申請の遅れによる不利益や特別遺族弔慰金等の請求期限等の問題にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被認定者について、医療費及び療養手当を、原則として、療養開始日にさかのぼって支給するものとする。

なお、医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調整金として支給するものとする。

二、指定疾病に関する認定申請をしないで現行法の施行日以後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給するものとする。

三、現行法の施行日前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、特別遺族給付金を支給するものとする。

四、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料並びに特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。

五、国は、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに本制度の周知を徹底するものとする。

六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(衆第24号)
(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.6内閣委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為(以下「テロリズム等」という。)の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オウム真理教犯罪被害者等

「オウム真理教犯罪被害者等」とは、次に掲げるオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為(以下「対象犯罪行為」という。)により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者(オウム真理教の構成員であった者を除く。)をいう。

- 1 平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件に係る犯罪行為
- 2 平成6年6月27日から同月28日にかけて発生した松本サリン事件に係る犯罪行為
- 3 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件に係る犯罪行為
- 4 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 5 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 6 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件に係る犯罪行為
- 7 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 8 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件に係る犯罪行為

二、給付金の支給

国は、オウム真理教犯罪被害者等に対し、対象犯罪行為による被害の程度に応じた額の給付金を支給する。

三、裁定等

- 1 給付金の支給を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。申請があった場合には、公安委員会は、速やかに裁定を行わなければならない。
- 2 1の申請は、この法律の施行の日から2年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により同期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、申請をすることができる。
- 3 公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようにする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録等を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 4 国家公安委員会は、必要があると認めるときは、公務所及びオウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人等に対し、公安委員会が裁定を行うために必要となる資料を作成し、国家公安委員会に提出するよう求め、提出を受けた資料を公安委員会に提供することができる。

四、損害賠償との関係

国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が有する対象犯罪行為に係る損害賠償請求権を取得する。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国内に居住地及び現在地を有しない者の被爆者健康手帳の交付の申請

被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であって、国内に居住地及び現在地を有しないものは、政令で定めるところにより、その者が原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った等の事由に該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 検討

- 1 政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者(被爆者であって国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。)に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の認定の申請の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近におけるいわゆる振り込め詐欺事犯の状況を踏まえ、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課すとともに、携帯電話端末等の貸与業者における貸与時の本人確認の義務について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、契約者特定記録媒体(いわゆるSIMカード)に対する規制

契約者特定記録媒体について、その譲渡時に携帯電話会社の承諾を得る義務等、通話可能端末設備と同様の規制を課すものとする。

二、通話可能端末設備等の貸与業者に対する本人確認義務の厳格化等

- 1 通話可能端末設備及び契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の貸与業者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等の貸与契約を締結するに際しては、貸与の相手方について、運転免許証の提示を受ける方法等により氏名、住居等の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を交付してはならないものとする。
- 2 貸与業者は、貸与時本人確認を行ったときは、総務省令で定める期間内に、貸与時本人確認に関する事項に関する記録を作成し、貸与契約が終了した日から3年間保存しなければならないものとする。

三、情報の提供及び国民の理解を深めるための措置

- 1 国家公安委員会は、携帯音声通信役務の不正な利用を防止するために講ずる措置に資するため、携帯音声通信事業者に対し、本人特定事項の隠ぺいに係る手口に関する情報の提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるために必要な装置を講ずるよう努めなければならないものとする。

四、罰則

二の各規制に違反した者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.6.10総務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、政府は、携帯音声通信役務の不正利用に係る手口に関する情報を広く国民に提供するなど、犯罪による被害発生の未然防止に万全を期すこと。
- 二、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪にレンタルされた携帯電話等が数多く使用されていることを踏まえ、携帯電話等の貸与業者の実態を把握するとともに、今改正法の周知徹底を図ること。
右決議する。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第27号）

（衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9文教科学委員会付託 6.11本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地震防災緊急事業5箇年計画の内容

公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、地震防災緊急事業5箇年計画の内容に追加するものとする。

二、公立の小中学校等についての耐震診断の実施等

- 1 地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについて、耐震診断を行わなければならないものとする。
- 2 地方公共団体は、1の耐震診断を行った建築物ごとに、その結果を公表しなければならないものとする。

三、私立の小中学校等についての配慮

国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別

支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舍について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

四、国の補助の特例

- 1 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舍で、地震による倒壊の危険性が高いものうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る国の負担割合を2分の1とすること。
- 2 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舍で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強に係る国の負担割合を3分の2とすること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(衆第29号)

(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 基本理念

- 一 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならない。
- 二 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者(らい予防法の廃止に関する法律によりらい予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。以下同じ。)が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 三 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第二 国及び地方公共団体の責務

- 一 国は、基本理念にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三 ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置

国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

一 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して、必要な療養を行うものとする。

二 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所

1 国立ハンセン病療養所の長は、国立ハンセン病療養所等の退所者又は非入所者（国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者のうち、厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、1により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

三 国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所に係る措置

国は、入所者に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

四 意思に反する退所及び転所の禁止

国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

五 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置

1 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、1の国の施策に協力するよう努めるものとする。

六 良好な生活環境の確保のための措置等

1 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、1の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

第五 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

一 社会復帰の支援のための措置

国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（らい予防法の廃止に関する法律によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

二 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給

国は、退所者又は非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、それぞれハンセン病療養所退所者給与金又はハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

三 ハンセン病等に係る医療体制の整備

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

四 相談及び情報の提供等

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第六 名誉の回復及び死没者の追悼

国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設

置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第七 親族に対する援護

都道府県知事は、国立ハンセン病療養所の入所者の親族のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持している等と認められる者が、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、援護を行うことができる。

第八 施行期日等

- 一 この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- 二 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)
(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9内閣委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「青少年」とは18歳に満たない者をいい、「青少年有害情報」とはインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。「青少年有害情報」を例示すると次のとおりである。
 - 1 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
 - 2 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
 - 3 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報
- 二、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならないこと、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならないこと、を基本理念とする。
- 三、国及び地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるよう施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行うものとする。
- 四、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 五、保護者は、青少年のインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、そのインターネットの利用を適切に管理し、及びインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

- 六、内閣府におかれるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議（以下「会議」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定めなければならない。なお、会議の会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 七、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、その役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者がサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
- 八、インターネット接続役務提供事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。
- 九、インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末等を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。
- 十、特定サーバー管理者は、青少年有害情報の発信されていることを知ったときは、青少年による閲覧ができないようにする措置をとるよう努めなければならない。また、当該措置をとったときは、その記録を作成し、保存するよう努めなければならない。
- 十一、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいずれかの業務を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。
- 1 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。
 - 2 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。
- 十二、この法律は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、政府は、施行後3年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 【附帯決議】（20.6.10内閣委員会議決）
- 政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。
- 一、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。
 - 二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関し、政府一体となって、広報啓発活動を積極的に行い、広く周知徹底を図ること。
 - 三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。
 - 四、フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。
 - 五、本法第30条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。
 - 六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに

関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づく民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(衆第31号)

(衆議院 20.6.10可決 参議院 6.10総務委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議会活動の範囲の明確化

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。

二、議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(第166回国会衆第47号)

(衆議院 第168回国会19.12.11可決 参議院 第168回国会19.12.11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機(いわゆる電子投票機)を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定めるとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一にするものである。

予 算

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 20.1.29可決 参議院 1.29予算委員会付託 2.6本会議否決)

20.2.6、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。2.6、両院協議会成案を得ず。2.6、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成19年12月20日、平成十九年度補正予算3案が閣議決定された。平成十九年度補正予算は、景気の足踏みにより税収が伸び悩む一方、歳出増加を求める声が高まる中で編成されたが、既定経費の節減などで財源を捻出し新規国債の追加発行は避けられた。

歳入面では、租税及印紙収入が当初見積りより9,160億円減額されたほか、18年度決算剰余金8,286億円(全額純剰余金)を受け入れている。なお、公債金については、災害対策費や施設費等の追加に対応し、建設国債が8,630億円増額された一方、特例国債が8,630億円減額され、公債金全体での発行額は変わらなかった。

歳出面では、地震、台風等の災害復旧等のための災害対策費7,308億円のほか、高齢者医療費の負担増凍結などのための高齢者医療制度円滑導入関係経費1,719億円、米作の生産調整に応じた農家への補助金支給等を行う水田農業等緊急活性化関係経費799億円、灯油などの需要が多い寒冷地向けの支援等を行う原油価格高騰対策費570億円などが計上された。なお、18年度決算剰余金(純剰余金)は、その2分の1(4,143億円)が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

このほか、国税の増額補正等に伴い、中小企業金融公庫出資金等2,326億円、国際分担金及び出資金等2,003億円のほか、老人医療給付費負担金1,376億円など義務的経費の追加1,552億円が計上された。なお、国債費の減額など1兆2,006億円の既定経費の節減が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加8,954億円を加えた補正後の規模は、83兆8,042億円となった。

平成十九年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 災害対策費	7,308	1. 税込	△ 9,160
(1) 災害復旧	2,016	2. 税外収入	9,828
(2) 緊急防災	2,454	3. 公債金	
(3) 学校等耐震化	2,424	公債金	8,630
(4) その他	414	特例公債金	△ 8,630
2. 義務的経費等の追加	10,509	4. 前年度剰余金受入	8,286
(1) 義務的経費の追加	1,552		
①老人医療給付費負担金	1,376		
②その他	176		
(2) その他の経費	8,958		
①中小企業金融公庫出資金等	2,326		
②国際分担金及び拠出金	2,003		
③高齢者医療制度円滑導入関係経費	1,719		
④水田農業等緊急活性化関係経費	799		
⑤原油価格高騰対策費	570		
⑥中国残留邦人支援関係経費	254		
⑦米軍再編関係経費	171		
⑧産業投資特別会計受入金繰入	145		
⑨年金特別会計へ繰入	125		
⑩新型インフルエンザ対策等関連経費	118		
⑪その他	730		
3. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,143		
4. 地方交付税交付金	0		
(1) 税込減見合	△ 2,992		
(2) 税込減見合の減額補填	2,992		
5. 既定経費の節減等	△ 12,006		
6. 予備費の減額	△ 1,000		
歳出計	8,954	歳入計	8,954

平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算

(衆議院 20.2.29可決 参議院 2.29予算委員会付託 3.28本会議否決)

20.3.28、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3.28、両院協議会成案を得ず。3.28、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成二十年度総予算3案は平成19年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、平成14年2月以降、緩やかながらも戦後最長の景気回復が続いてきたが、19年秋以降、原油等原材料価格の高騰に加え、米国のサブプライムローン問題の影響が予想以上に拡がり、景気の先行き不透明感が一段と強まることとなった。我が国財政は、これまで景気回復に伴う税収増加を背景に、国債発行の減額などフロー・ベースでは改善傾向がみられるようになっていたが、歳出増加を求める声が高まる中で、今後、景気が減速し税収増加が見込めない状況になれば、再び財政が悪化の方向に向かうことも懸念される状況となった。

こうした状況下で編成された平成二十年度予算は、足元の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額は極力抑制する一方、歳出改革の努力をゆるめることなく、「基本方針2006」等に則り最大限の削減を行うとともに、「希望と安心」の国の実現のため予算の重点化・効率化を行うこととし、また、政策評価等を活用するほか、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組むこと等を基本方針として編成された。

平成二十年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比0.2%増の83兆613億円と2年連続して増加し、当初予算としては平成12年度(84兆9,871億円)に次ぐ規模となった。政策的経費である一般歳出は47兆2,845億円、同0.7%増で2年連続して増加した。社会保障関係費、文教及び科学振興費、中小企業対策費などで増加する一方、防衛関係費、公共事業関係費、経済協力費などで減額となった。地方交付税等は15兆6,136億円、同4.6%増となり、2年連続の増加となり、また、地方財政計画ベースの地方交付税総額も、交付税特会借入金(地方負担分)の返済繰延べなどにより15兆4,061億円と3年ぶりの増額となった。また、国債費は20兆1,632億円、同4.0%減となった。前年度予算に含まれていた交付税特会借入金(国負担分)の初年度分の元利償還費が20年度以降は平年度分となり減少するほか、利払費の前提となる想定の長期金利が前年度の2.3%から2.0%に引き下げられたことなどにより、6年ぶりの減額となった。ただし、国債費の一般会計歳出に占める比率は24.3%と、依然、一般会計歳出の約4分の1を占めている。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が21兆7,824億円、同3.0%増で、一般歳出に占める比率は46.1%に上昇した。なお、診療報酬・薬価等の改定(660億円)、後発医薬品の使用促進(220億円)、被用者保険による政府管掌健康保険支援(1,000億円)等により、約2,200億円増加幅が圧縮された。また、文教及び科学振興費は、教職員定数の増加等により5兆3,122億円、同0.5%増(うち科学技術振興費は同1.1%増)、中小企業対策費が1,761億円、同7.3%増となる一方、公共事業関係費は6兆7,352億円、同3.1%減、防衛関係費は4兆7,796億円、同0.5%減、経済協力費が6,660億円、同3.7%減などとなった。近年、社会保障関係費以外はほとんどの経費で減額となっていたが、20年度予算では、そのほかの経費でも増加する経費が目立ち始め、歳出削減の難しさが増してきている。

一方、歳入では、一般会計税収は53兆5,540億円、同0.2%増(増加額870億円)と4年連続の増加となったものの、景気の先行き不透明感が強まる中、小幅な伸びとなった。税収比率は64.5%となり、16年度(50.8%)を底に、近年上昇が続いていたが、20年度は前年度と同率にとどまった。税外収入は、外為特会や財政投融资特会(投資勘定)等からの剰余金の繰入等で4兆1,593億円、

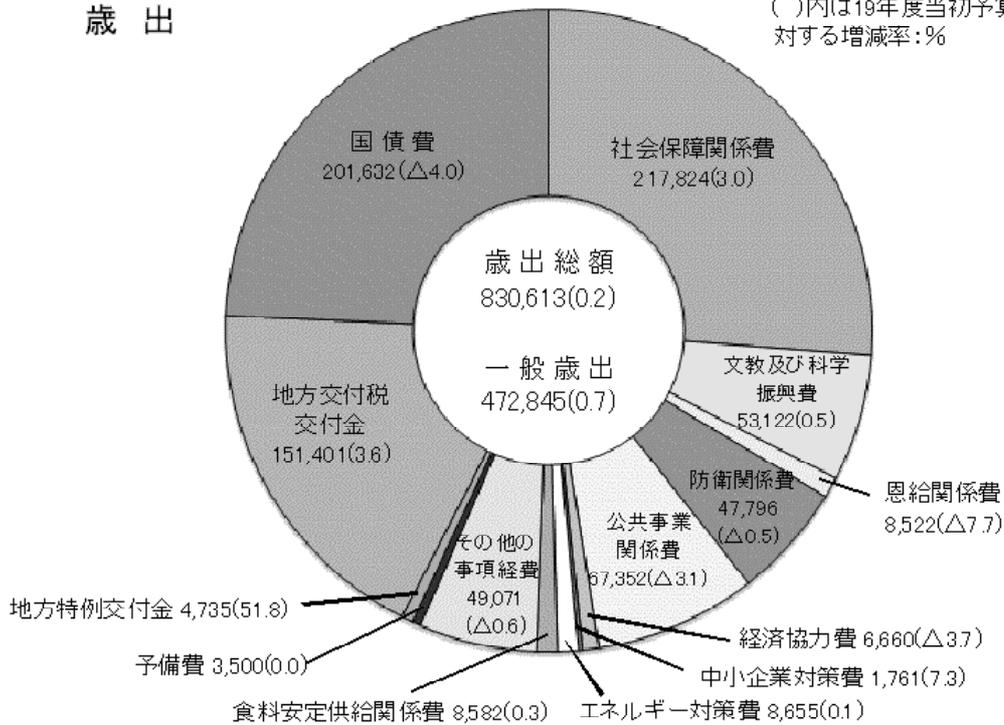
同3.7%増となった。また、公債金は25兆3,480億円で前年度当初より840億円の減少と小幅な減額となり、公債依存度も30.5%と4年連続の低下となったものの、前年度に比べ0.2ポイントの低下にとどまった。

なお、基礎的財政収支（一般会計）は5.2兆円の赤字で、前年度の4.4兆円から赤字幅が0.8兆円拡大し、5年ぶりの増加となった。また、普通国債残高が553兆円と累増を続けるなど、依然として財政状況は厳しく、歳出改革はもとより、税制の抜本改革など歳入面の対応を含めた、今後の財政健全化への取組みが注目されている。

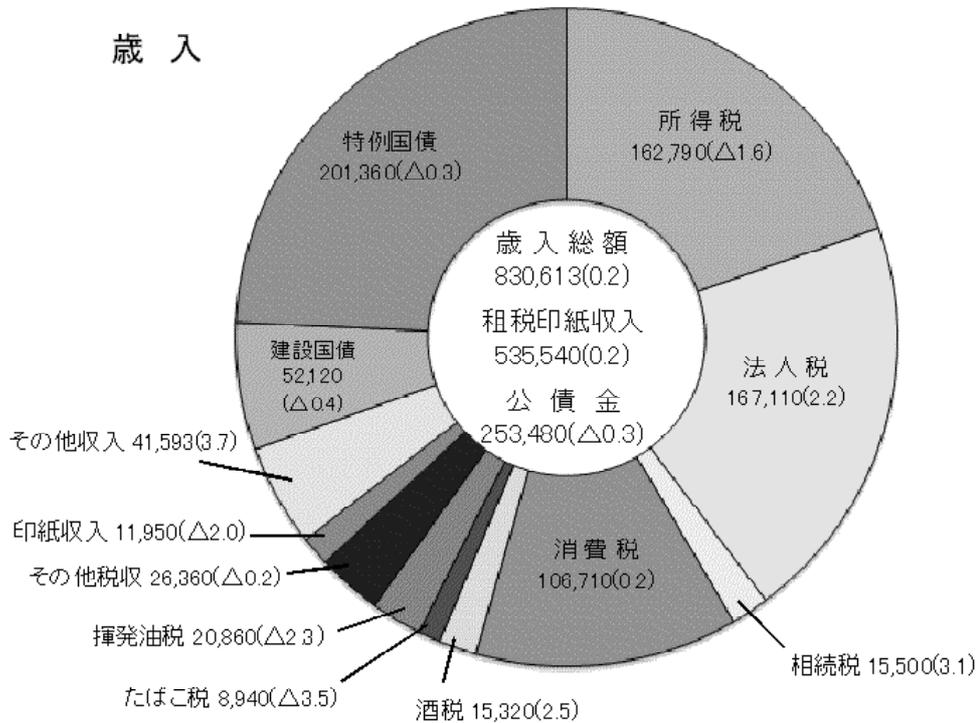
平成20年度一般会計予算の内訳

単位:億円
 ()内は19年度当初予算に対する増減率:%

歳出



歳入



条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 20.4.3承認 参議院 4.9外交防衛委員会付託 4.25本会議不承認)

20.4.25、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。4.25、両院協議会成案を得ず。4.25、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米両国政府間で交渉を行った結果、平成20年1月25日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、2008年から2010年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 二、日本国は、2008年から2010年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a)公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b)(a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に一層努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2011年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記一の給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡では、前記五にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、各会計年度のための概算要求額は、2008会計年度については252億8,112万4,000円、2009会計年度については249億190万8,000円、2010会計年度については249億190万8,000円となること等を明らかにしている。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とラオス人民民主共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年(平成20年)1月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 三、前記一(内国民待遇及び最恵国待遇)及び前記二(特定措置の履行要求の禁止)は、締約国の中央政府等が、附属書 に掲げる分野又は事項に関して維持するこれらに適合しない措置等について、また、附属書 に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 四、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、一方の締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、前記一(内国民待遇)の義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九(資金の移転)の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれか一方の締約国

が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務づけるものと解してはならない。

十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、協定の終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託)

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

【要旨】

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品関連の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認する。

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託)

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

【要旨】

企業間等の国際物品売買契約について、その成立及び契約当事者の権利義務に関する事項について定める。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 20.5.22承認 参議院 委員会未付託)

20.6.21、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.21、衆議院へ返付。

【要旨】

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの機能強化のための改正について定める。

全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)
(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

【要旨】

近年、ブロードバンド・ネットワークを始めとする通信関連技術が急速な発展を遂げる中で、その恩恵を世界のすべての人々が受けられるようにするための情報通信基盤の整備等が一層重要な課題となるに至った。こうした課題に対応するため、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的として設立された国際電気通信連合(ITU)はより多くの役割を期待されており、財政状況の改善及び民間事業者等の参加の一層の拡大が必要となった。

このような背景を踏まえ、2006年(平成18年)11月にトルコのアンタルヤで開催されたITUの全権委員会議において、国際電気通信連合憲章(以下「憲章」という。)を改正する文書及び国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)を改正する文書が採択された。その主な内容は次のとおりである。

一、憲章を改正する文書

世界無線通信会議及び無線通信総会の通常の招集頻度を、2年から3年までの間に1度から、3年から4年までの間に1度に変更するよう改める。

二、条約を改正する文書

- 1 理事会が、全権委員会議の決議及び決定に従い、ITUの予算内容の調整を行うため、収入及び支出の年次検討を行う旨の規定を追加する。
- 2 民間事業者等の部門構成員がITUへの参加を終止することを事務総局長に通告してからその終止が効力を生ずるまでの期間を1年間から6箇月間に短縮するよう改める。
- 3 分担金の等級を細分化することで加盟国による分担金の引上げを容易にするよう改める。また、自然災害等の例外的状況の下において、部門構成員がその分担金を減少させることを要求し、かつ、選定した分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会が当該部門構成員の要求を承認することができる旨の規定を追加する。

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託)

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

【要旨】

東太平洋におけるまぐる類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の任務を強化すること等について定める。

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託)

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

【要旨】

人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、我が国とオランダとの間で、年金制度、医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の給付を受ける権利を確立すること等を定める。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託)

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

【要旨】

人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、我が国とチェコとの間で、年金制度、医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の給付を受ける権利を確立すること等を定める。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

政府は、平成18年7月の杉浦法務大臣(当時)の訪中の際に、杉浦法務大臣と呉司法部長との間で、日中間の刑事共助条約の締結交渉を早期に開始することで意見が一致したことを受け、平成19年1月に、両国間で交渉を開始した。平成19年4月に温家宝中華人民共和国国务院総理が訪日した際、首脳間で交渉の年内実質合意に向け努力していくことで一致したことも踏まえ、鋭意交渉を行った結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成19年12月に北京において、高村外務大臣と楊外交部長との間でこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文21箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って最大限の共助を実施する。
- 二、共助には、証拠(証言、供述及び書類、記録その他の物を含む。以下同じ。)の取得、捜索又は差押え、人、場所又は書類、記録その他の物の鑑定その他の見分、人、場所若しくは書類、記録その他の物又はこれらの所在地の特定、被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する書類、記録その他の物の提供、請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のための招請に係るもの、拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、刑事手続に関する文書の送達、犯罪の収益又は道具の没収その他これに関連する措置及びこれらに関連する手続についての共助、犯罪記録の提供、被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。

- 三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国は司法部又は公安部を、それぞれ指定する。
- この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
- 四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができる。
- 五、請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 六、被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 七、請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証拠を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の目的に使用してはならない。
- 八、両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議し、また、この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、外交上の経路を通じた協議によって解決する。
- 九、この条約は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託)

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

【要旨】

現行条約に代え、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子については免税とすること、また、条約の特典の濫用を防止するための措置をとること等について定める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託)

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

【要旨】

現行条約に代え、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を含めた課税上の取扱いを明確に定めるとともに、みなし外国税額控除を廃止する。

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 20.5.22承認 参議院 委員会未付託)

20.6.21、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.21、衆議院へ返付。

【要旨】

我が国と東南アジア諸国連合構成国の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、その他経済的協力の増進のための枠組みを設定すること等を内容

とする包括的な経済上の連携のための法的枠組みについて定める。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を
求めるの件(第168回国会閣条第1号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とブルネイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年(平成19年)6月18日に東京において、安倍内閣総理大臣とボルネオ国王との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文122箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃する。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 鉱工業品

ほぼすべての品目について、関税を即時撤廃

ロ 農林水産品

即時又は段階的に関税を撤廃

2 ブルネイによる関税撤廃等の主要品目

イ 自動車及び自動車部品

3年間で段階的に関税を撤廃

ロ 電気及び電子製品、産業機械

5年間で段階的に関税を撤廃

ハ 農林水産品

ほぼすべての品目について、即時又は段階的に関税を撤廃

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、エネルギー物品の輸出入の禁止又は制限を適用するに当たり、契約関係に十分な考慮を払うとともに、一方の締約国は、エネルギー物品の輸出入の新たな禁止又は制限を導入する場合には、他方の締約国に対し書面による通報を行う。また、各締約国は、自国のエネルギー規制機関が、エネルギー規制措置を適用するに当たり、契約関係に及ぼす悪影響を最小にすること等を確保するよう努める。

六、一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

七、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

八、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第2号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とインドネシアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年(平成19年)8月20日にジャカルタにおいて、安倍内閣総理大臣とユドヨノ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文154箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 生鮮のバナナ、生鮮のリンナップル

関税割当を設定(生鮮のバナナの割当数量は年間1,000トン、生鮮のリンナップルの割当数量は段階的に増やし協定発効後5年目で年間300トン)

ロ 林産物(合板を除く)

関税を即時撤廃

ハ 鉱工業品

ほぼすべての品目について、関税を即時撤廃

2 インドネシアによる関税撤廃等の主要品目

イ 生鮮の温帯果実(ぶどう、りんご、かき等)

関税を即時撤廃

ロ 自動車及び自動車部品

大部分について段階的に関税を撤廃又は削減

ハ 自動車及び自動車部品、電気及び電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材

特定用途免税制度が適用され、関税を不適用

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

- 六、各締約国は、自国のエネルギー・鉱物資源規制機関が、エネルギー・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、当該措置の適用の時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、及び当該措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保するよう努めるとともに、一方の締約国のエネルギー・鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、できる限り速やかに当該措置を通報し、又は公表する。
- 七、両締約国は、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保するとともに、貿易関連知的財産協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を他方の締約国の国民に与える。
- 八、各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、政府調達に係る自国の法令等に関する情報についての他方の締約国からの妥当な要請に適時に応ずる。
- 九、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、及び企業におけるビジネスを行う上での信頼の増進を円滑にするため、随時協議する。
- 十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 十一、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第3号)

(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とカンボジア王国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2007年(平成19年)6月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 三、附属書に記載される中央政府及び地方政府による現行の措置については、内国民待遇等の義務は課されない一方、現状維持義務が課される。附属書に記載される分野等については、内国民待遇等の義務、現状維持義務の双方が課されない。一方の締約国が附属書に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書に記載する分野等に関して新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の情報を他方の締約国に対して通知し、また、他方の締約国による要請に応じて誠実に協議を行う。
- 四、各締約国政府は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、前記一（投資活動に関する内国民待遇）の義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（送金の自由）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務づけるものと解してはならない。
- 十五、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。
- 十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、協定の終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 20.3.25承認 参議院 3.26総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成20年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,575億円、事業支出は6,472億円で、事業収支差金は102億円である。

この事業収支差金は、33億円を債務償還に充当し、残余の68億円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とする。

二、事業計画

平成20年度は、改革・新生に向けた3か年計画の最終年度として、NHKだからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、地域放送充実への取組、国際放送による海外への情報発信の強化、地上デジタル放送の普及促進、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費の削減、視聴者との結びつきの強化等に重点を置いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,886億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,800億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、前年度収支予算を約200億円上回る受信料収入を確保し、公共放送として国民・視聴者の要望に的確に応えるべく放送サービスの充実に予算を重点配分しつつ、引き続き業務の見直しと経費削減を推進することとしていることから、収支予算等については、着実に遂行すべきものと認めるとしながら、将来に向けて一層改革を進めていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(20.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会において、新生・改革に向けた各種施策に取り組んでいる中で、新たに職員のインサイダー取引が発覚したことは、報道機関としての信頼性を揺るがす重大な問題である。そのため、協会は、これまでの施策を徹底的に見直すとともに、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底を図る等、職員の一人ひとりに公共放送に携わるものとしての高い倫理意識が確立されるよう抜本的な対策を講じること。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、改正放送法の趣旨も十分踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

三、経営委員会は、改正放送法により、監督権限の明確化等これまで以上に重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送作りのために一層の努力を行うこと。

また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、一連の不祥事による受信料の未払い等は減少傾向にあるものの、今回のインサイダー取引事件を契機に再び増加することが危惧されている。協会においては、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努めるとともに、料金水準を含め、受信料の公平

負担に向けた検討を行うこと。また、訪問集金の廃止等契約収納費の削減に努めているところであるが、受信料収入に対する経費の比率が未だに高い水準にあることから、受信料制度に対する視聴者の理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めること。

五、新たに外国人向けテレビ国際放送のための子会社が設立されるが、協会が行う外国人向け国際放送については、多額の受信料が投じられることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。

また、総務大臣が国際放送の実施要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、番組編集の自由を最大限尊重すること。

六、協会は、地上放送の完全デジタル化が円滑に移行できるよう先導的な役割を果たすとともに、政府は、経済的弱者等に対するデジタル放送に対応した受信設備の購入支援等について、早急に検討すること。

七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約の比率が高いことから、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。

八、協会は、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

十、協会は、本年12月からサービス提供を予定している番組アーカイブについては、早期に収支の改善に努めるとともに、提供するコンテンツの充実に取り組むこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 20.6.3承認 参議院 6.6国土交通委員会付託 6.11本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成20年4月11日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成20年10月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成20年10月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 20.6.3承認 参議院 6.6経済産業委員会付託 6.11本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により平成20年4月11日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成20年4月14日から10月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成19年11月6日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 1兆3,210億円のうち、平成20年2月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年4月18日から19年1月30日までの間に使用を決定した金額は224億円で、その内訳は、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費93億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費51億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

特別会計予備費予算総額 1兆7,212億円のうち、平成18年12月20日に使用を決定した金額は13億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

平成18年6月30日から18年12月1日までの間に決定した経費増額総額は736億円で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額267億円、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額167億円などである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年3月6日から19年3月9日までの間に使用を

決定した金額は74億円で、その内訳は、 新型インフルエンザ対策強化に必要な経費72億円、 訟務費の不足を補うために必要な経費 1 億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

特別会計予備費予算総額 1 兆7,212億円のうち、平成19年3月15日に使用を決定した金額は0.6億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費0.6億円である。

決算その他

平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

(衆議院 20.6.10議決 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認しない)

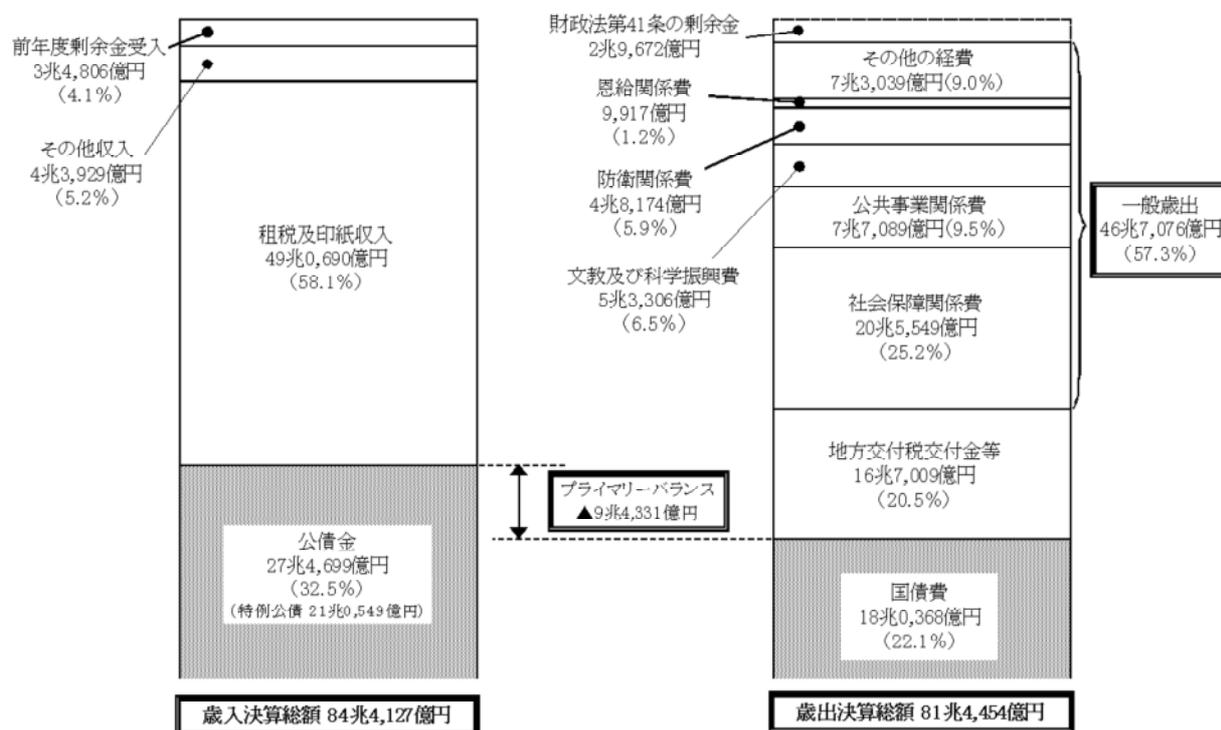
平成十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆4,127億円、歳出決算額は81兆4,454億円であり、差引き2兆9,672億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十九年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,286億円である。

平成十八年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は501兆5,363億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は450兆5,795億円である。

平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は63兆6,670億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は62兆8,614億円であるため、差引き8,056億円の剰余を生じた。

平成十八年度政府関係機関決算書における8機関の収入済額を合計した収入決算額は4兆5,031億円、支出済額を合計した支出決算額は3兆7,927億円である。

平成十八年度一般会計歳入歳出決算の概要



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、19年度への繰越額2兆1,351億円、17年度までに発生した剰余金の使用残額0億円、地方交付税交付金等特定財源増34億円、財政法第6条の純剰余金8,286億円である。

(資料)「平成18年度 決算の説明」より作成

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 20.6.10是認 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認しない)

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における18年度中の国有財産の差引純増加額は21兆5,553億円、18年度末現在額は106兆7,568億円である。

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 20.6.10是認 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認)

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における18年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は97億円、18年度末現在額は1兆841億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 20.6.5異議がない 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成18年度の決算書類である。この決算書類によれば、平成18年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の6,756億円に対し、経常事業支出は6,526億円、差し引き経常事業収支差金は229億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は234億円である。

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 20.6.5異議がない 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議是認しない)

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成17年度の決算書類である。この決算書類によれば、平成17年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の6,749億円に対し、経常事業支出は6,660億円、差し引き経常事業収支差金は88億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は43億円である。